

中央市次世代育成支援地域行動計画

# 親が子どもがいきいきプラン



平成 20 年 3 月

中央市



## 市長あいさつ

我が国の一人の女性が一生に産む平均子どもの数である「合計特殊出生率」は減少傾向にあり、厚生労働省の人口動態統計によると平成18年は前年より微増の1.32となっています。

これまで政府は、仕事と子育ての両立支援など保育サービスの充実や関連する制度の整備を進めてきましたが、少子化の傾向に歯止めがかかりません。その原因の一つに、未婚化・晩婚化の進行があげられますが、その背景には経済的な状況や結婚に対する個人の価値観の変化、女性の社会進出など様々な理由が考えられます。しかし、このまま少子化の傾向が続くことで、経済や社会制度に大きな影響を及ぼすことから、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策に取り組むことになりました。

これを受け、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村では、平成15年度に次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、平成16年度にそれぞれ「次世代育成支援地域行動計画」を策定して、平成17年度から推進活動を進めてきました。そのような中、平成18年2月20日に町村合併し、中央市が誕生しました。

今回、旧3町村の調査結果と行動計画を活かした新たな「**中央市次世代育成支援地域行動計画 親が子どもがいきいきプラン**」を策定しました。

子どもは、私たちにとって「未来の宝」です。本計画を柱に、子育てに関わる方々と連携する中で、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることのできる「**親が子どもがいきいきと輝き、喜びであふれるまちづくり**」の実現を目指します。

本計画の策定にご協力いただきました皆様に心から感謝を申し上げますとともに、この計画の推進が新しいまちづくりに反映される効果的な取り組みとなりますよう、今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます。



平成20年3月

中央市長 田中 久雄

## 目次

市長あいさつ

### 第1部 総論編

#### 第1章 計画策定の背景と目的

- 1 計画の背景 … 1
- 2 計画の目的 … 2
- 3 計画の名称 … 2
- 4 計画策定の基本的な考え方 … 2
- 5 計画の期間 … 3

#### 第2章 中央市の現状

- 1 中央市の状況 … 4
- 2 保育サービスの状況 … 7
- 3 母子保健の状況 … 10
- 4 就学の状況 … 14
- 5 安全の状況 … 15

### 第2部 計画編

#### 第1章 計画の体系

- 1 基本理念 … 16
- 2 総合目標 … 16
- 3 基本的な視点 … 16
- 4 重点分野 … 17
- 5 施策の骨子 … 18

#### 第2章 行動計画

- 1 分野別行動計画 … 19
  - 1) 保育分野 … 19
  - 2) 保健分野 … 23
  - 3) 教育分野 … 25
  - 4) 安全分野 … 27
- 2 推進体制 … 30
- 3 分野別施策・事業一覧 … 31
- 4 主要事業の目標事業量 … 38
- 5 市民の皆様からのご意見 … 39

### 第3部 資料編

- 1 次世代育成支援対策推進法 … 43
- 2 市民からのご意見募集について … 50
- 3 策定の経過 … 52
- 4 次世代育成支援対策地域協議会 … 53
- 5 中央市と山梨県の次世代育成支援に関する窓口 … 55

# 第1部 総論編

## 第1章 計画策定の背景と目的

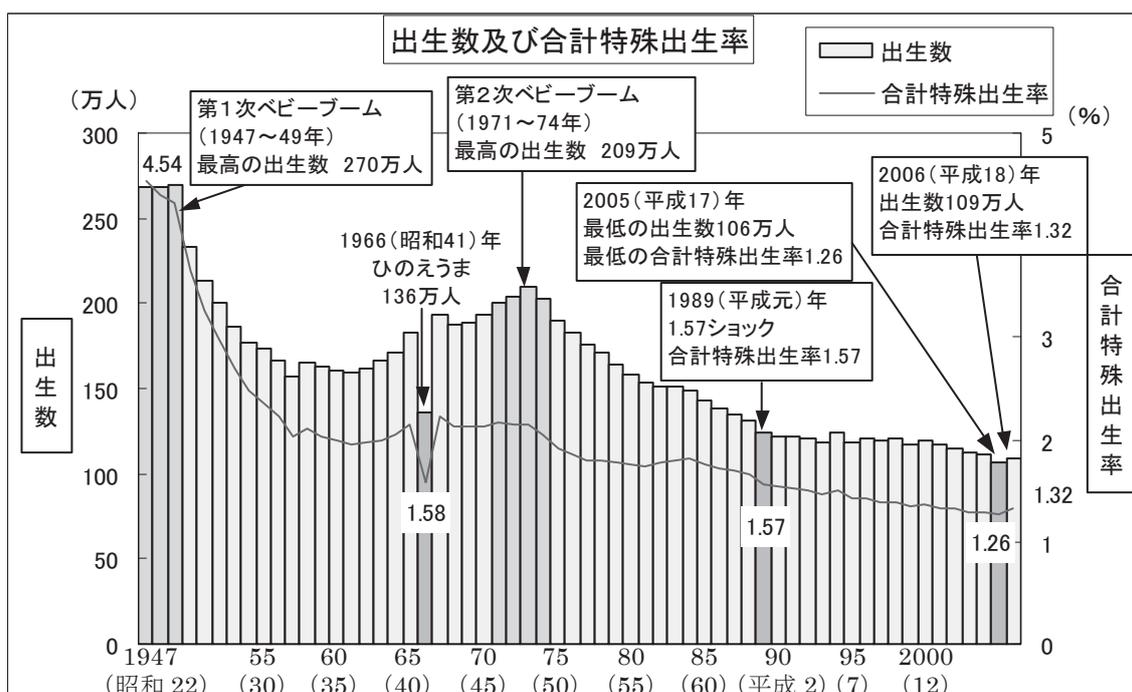
### 1 計画の背景

国や山梨県及び県内各市町村は、これまで少子化対策として保育サービスの充実や保育施設の整備充実、また、学童保育のための児童館設置、家庭における育児支援や親子の健康管理などに取り組んできました。しかしながら、合計特殊出生率は昭和48年以降、漸減傾向を続け、平成18年の合計特殊出生率は前年よりやや増えたものの1.32となっています。

これらの背景から政府は、抜本的な少子化対策を図ろうと、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年4月から向こう10年間、集中的に少子化対策に関する様々な取り組みを実施することを決め、地方公共団体や一般事業所に至るまで「次世代育成支援地域行動計画」の策定を義務付けています。

これを受け、旧玉穂町、旧田富町、旧豊富村（以下旧3町村）では、平成15年度に次世代育成支援に関するニーズ調査を実施し、平成16年度にそれぞれ「次世代育成支援地域行動計画」を策定して、平成17年度から推進活動を進めてまいりました。

そして、平成18年2月20日、旧3町村の合併により中央市が誕生し、新市としての「次世代育成支援地域行動計画」を策定することになりました。



資料：人口動態統計

注：1947～1972は沖縄県を含まない

## 2 計画の目的

「次世代育成支援地域行動計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間に、次世代育成支援対策のための取り組みを集中的・計画的に推進するための計画です。

中央市では、次代を担う子どもを育てるすべての家庭を支援し、子どもが心身とも健やかに育つ社会環境づくりを目指します。

## 3 計画の名称

### 中央市次世代育成支援地域行動計画

### 『親が子どもがいきいきプラン』

## 4 計画策定の基本的な考え方

旧 3 町村は、それぞれ平成 15 年度に「保育に関するニーズ」や「母子保健に関する事項など」の調査を実施し、平成 16 年度に通常保育や休日保育など 14 項目の「目標量」を設定して、山梨県（福祉保健部児童家庭課）及び厚生労働省に提出しています。さらに、その他の関連する事業や目標値については、庁内関係部署や保育所、関係団体などと検討し、地域協議会を設置・協議して、「地域行動計画」を策定しました。ただし、旧豊富村は、地域協議会の設置検討に留めました。

新たな中央市においては、合併前の旧 3 町村の調査結果と地域行動計画を活かした新計画を策定します。また、平成 21 年度には計画を見直し、後期計画を策定する必要があります。

### 1) 基本的事項

- ① 平成 26 年度までの集中的・計画的な取り組みの推進
- ② 平成 21 年度の見直しを視野に入れた計画づくり
- ③ 具体的な事業内容の明確化（目標・実施時期など）
- ④ 庁内関係部署や外部関連団体との連携
- ⑤ 旧 3 町村の調査結果や地域行動計画の活用

### 2) 次世代育成支援対策地域協議会の設置

### 3) 長期総合計画、男女共同参画計画、健康増進計画など、他の計画との調和

## 5 計画の期間

次世代育成支援対策推進法は10年間の時限立法であり、平成17年度から5年間の前期計画、平成22年度から5年間の後期計画と分けて、それぞれ計画を定めることになっています。

本市では、平成19年度から平成21年度の3年間の前期計画とし、平成21年度に進捗状況などから事業内容や目標値などの見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定します。

平成17年度 2005年	平成18年度 2006年	平成19年度 2007年	平成20年度 2008年	平成21年度 2009年	平成22年度 2010年	平成23年度 2011年	平成24年度 2012年	平成25年度 2013年	平成26年度 2014年
		前期計画							
				見直し	後期計画				



[ 写真1：畑作業 ]



[ 写真2：公園でお遊戯 ]

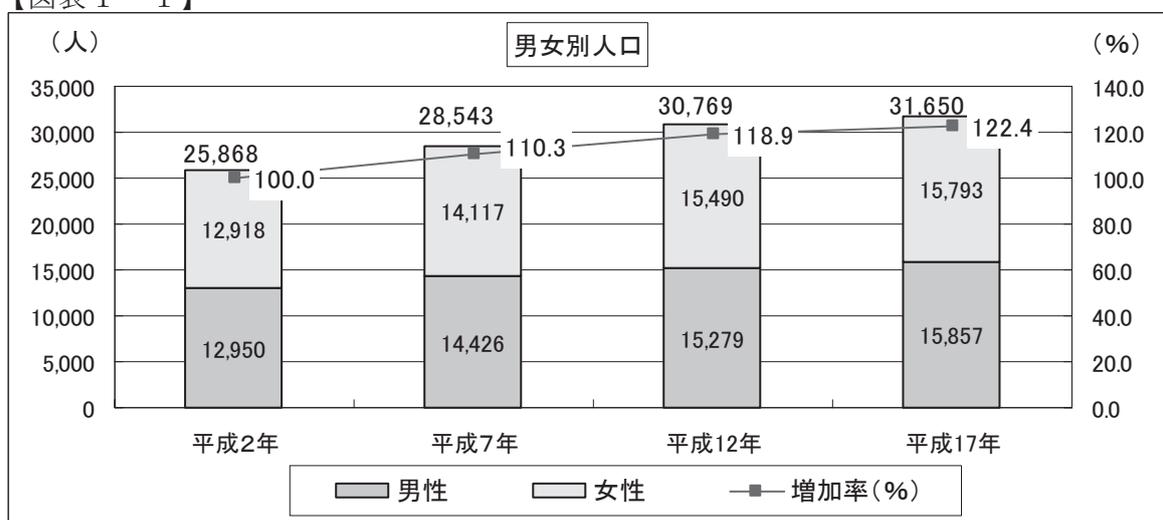
## 第2章 中央市の現状

### 1 中央市の状況

#### 1) 人口・世帯数

本市の総人口は年々増加傾向にあり、平成17年の国勢調査では31,650人と、平成2年より22.4%増となっています。

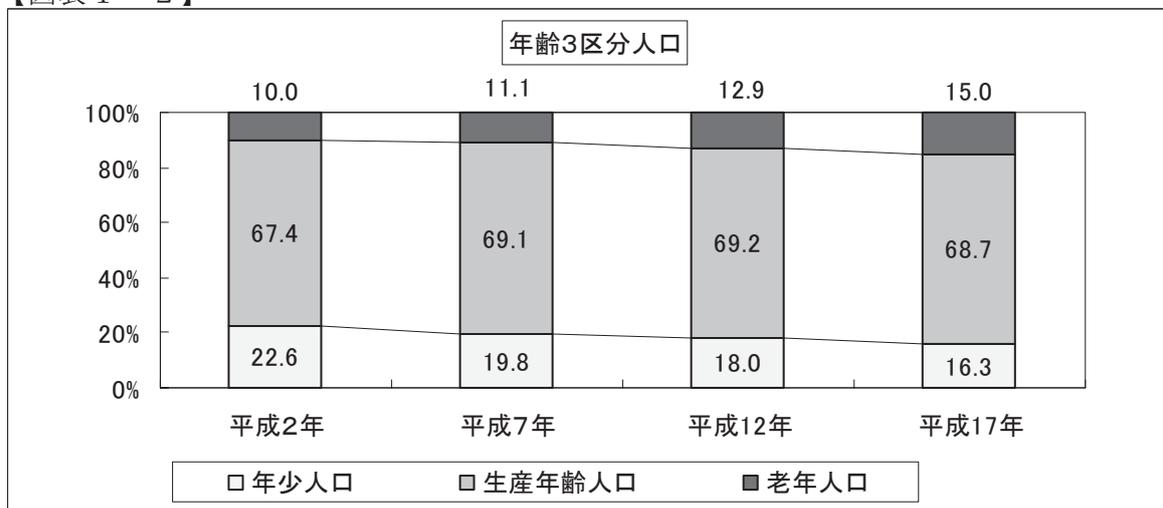
【図表1-1】



資料：国勢調査

年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向、生産年齢人口（15～64歳以下）は微増傾向、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。本市においても、少子高齢化の傾向がうかがえます。

【図表1-2】

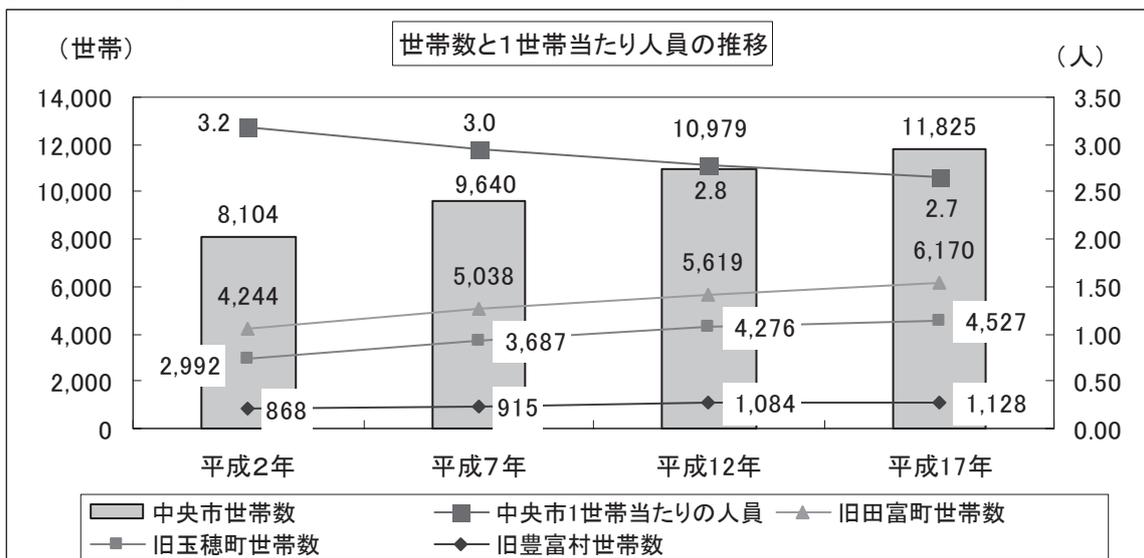


資料：国勢調査

世帯数は増加傾向にあり、平成17年は11,825世帯で平成2年に比べて3,721世帯の増加となっています。

また、1世帯当たりの人員は減少傾向にあり、平成17年は2.7人でした。

【図表1-3】

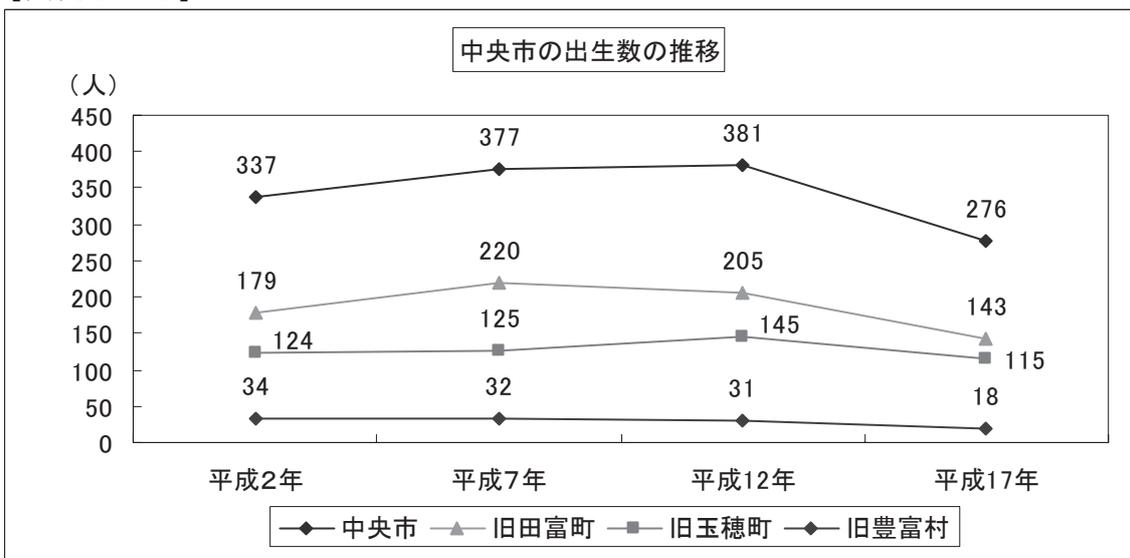


資料：国勢調査

## 2) 出生数・出生率

出生数は、平成12年まで増加傾向にありましたが、平成17年は平成12年と比べて105人少ない276人となっています。

【図表1-4】

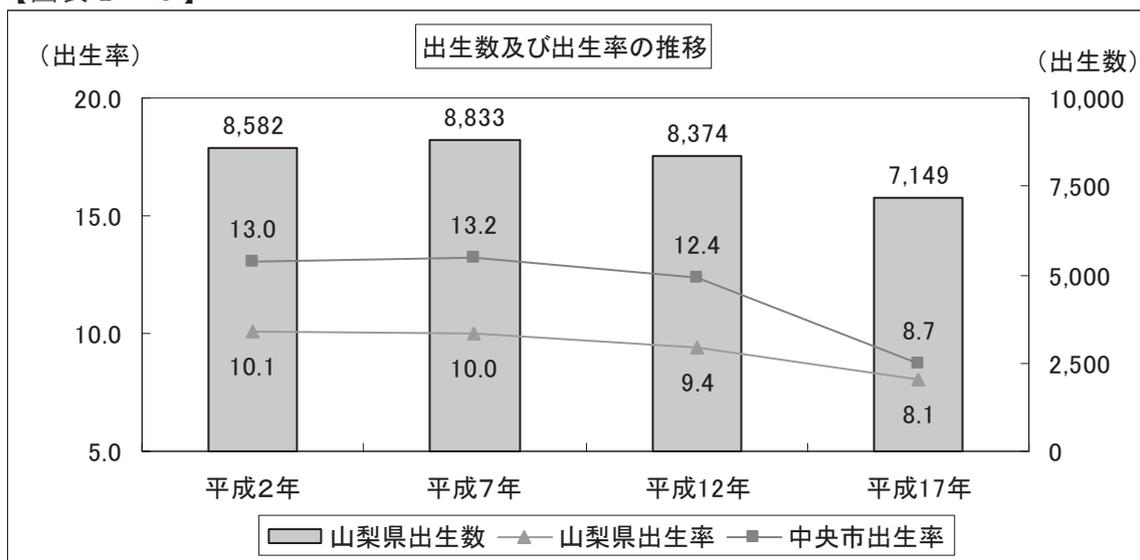


資料：国勢調査

山梨県の出生率※をみると、出生率は平成2年から平成17年まで減少傾向にあり、平成17年に8.1まで落ち込んでいます。本市の出生率も、平成17年は8.7となっています。

※出生率＝人口1,000人当たりの出生数＝人口動態統計 出生数／国勢調査人口×1,000

【図表1-5】

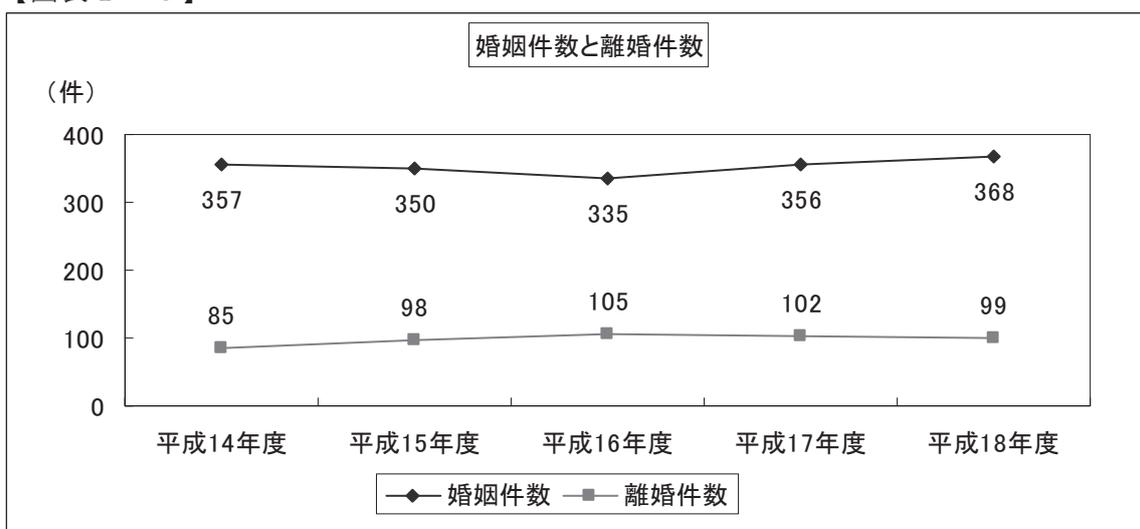


資料：人口動態統計と国勢調査から算出

### 3) 結婚・離婚

婚姻件数は、毎年350件前後で推移し、離婚件数は、毎年100件前後となっています。

【図表1-6】

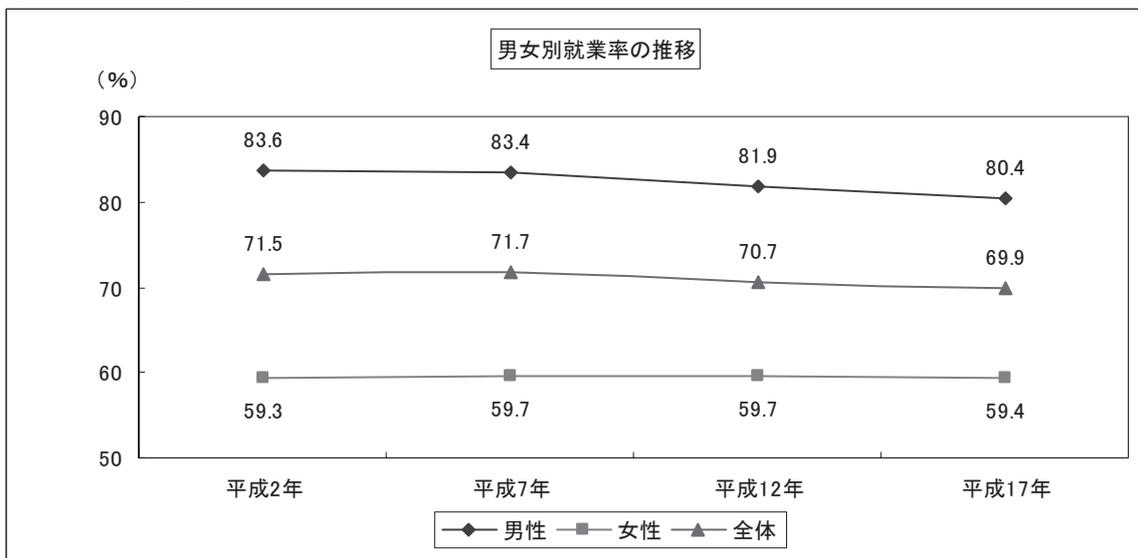


資料：人口動態統計

#### 4) 男女別の就業率

男女別の就業率をみると、男性は減少傾向、女性は横ばい傾向にあります。

【図表 1 - 7】



資料：国勢調査

## 2 保育サービスの状況

### 1) 保育園・幼稚園の状況

本市には9カ所の保育園・幼稚園があり、公立保育園が6カ所、私立幼稚園・保育園が3カ所となっています。そのうち、乳児保育は5カ所、延長保育は7カ所、預かり保育は2カ所で実施しています。

【図表 1 - 8】 公立保育園

平成 19 年 4 月 1 日現在

施設名	玉穂 保育園	田富第一 保育園	田富第二 保育園	田富第三 保育園	田富北 保育園	豊富 保育園
住所	成島2387-2	布施3015	西花輪2002	東花輪1173	山之神22-59	大鳥居3790
開所年度	昭和28年	昭和29年	昭和47年	昭和53年	昭和58年	昭和43年
保育時間帯 (時間外・延長含む)	7:30~18:30	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~19:00	7:30~18:30
乳児保育の有無	あり (6カ月以上)	あり (6カ月以上)	あり (6カ月以上)	あり (6カ月以上)	なし	なし
休日保育の有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし
延長保育の有無	なし	あり (18:30~19:00)	あり (18:30~19:00)	あり (18:30~19:00)	あり (18:30~19:00)	なし
職員数合計	22	18	12	17	11	14
うち保育士	19	15	10	14	9	10

資料：子育て支援課

【図表 1 - 9】 私立幼稚園・保育園

施設名	田富みかさ幼稚園	井口学園わかば幼稚園	まみい保育園
住所	臼井阿原813-6	井之口937-2	成島1072-1
開所年度	昭和55年	昭和54年	平成13年
保育時間帯 (時間外・延長含む)	7:45～19:00	7:30～18:00	7:30～19:00
乳児保育の有無	なし	なし	あり (2ヵ月以上)
3歳未満児保育の有無	あり	あり	あり
休日保育の有無	なし	なし	なし
預かり保育・ 延長保育の有無	あり	あり	あり (18:30～19:00)
職員数合計	15	24	22
うち幼稚園教諭・ 保育士	11	20	17

資料：子育て支援課

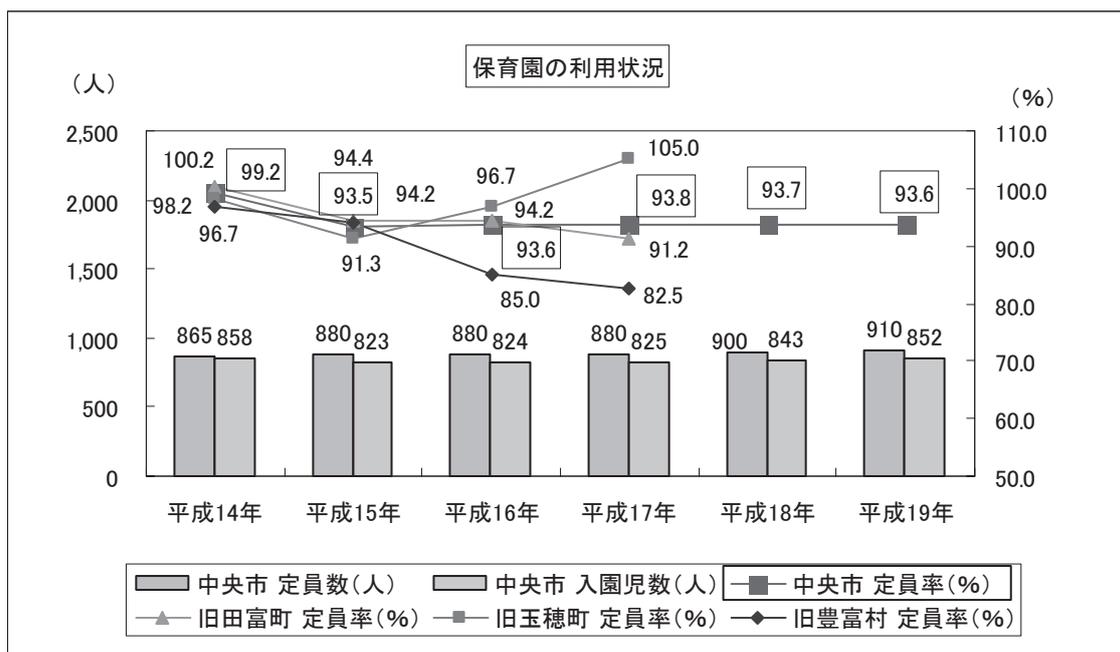
## 2) 保育園の利用状況

保育園7ヵ所の定員数は、平成18年度と平成19年度それぞれ10人増加しています。

定員率※は、平成15年度以降、横ばい傾向にあり、平成19年度は93.6%となっています。地域別の定員率をみると、最も入園児数が多い旧田富町は漸減傾向を示し、旧玉穂町は平成15年度から増加傾向にあり、平成17年度に105%となっています。旧豊富村は減少傾向にあり、平成18年度は82.5%となっています。

※定員率＝入園児数／定員数×100

【図表 1 - 10】



資料：子育て支援課

### 3) 児童館の状況

本市には 11 カ所の児童館があり、田富地区 7 カ所、玉穂地区 3 カ所、豊富地区 1 カ所となっています。

また、平成 18 年度の年間利用者数は、豊富児童館が 12,168 人と最も多く、以下、田富中央児童館 11,610 人、玉穂西部児童館 8,605 人と続いています。

【図表 1 - 11】

平成 19 年 4 月 1 日現在

施設名	玉穂中央児童館	玉穂北部児童館	玉穂西部児童館	田富中央児童館	田富わんぱく児童館	田富ひばり児童館
住所	成島2095-1	井之口1139-1	下三條133	布施2382	東花輪1351-1	山之神1156-119
開所年度	昭和63年4月2日	平成1年4月26日	平成2年3月29日	昭和54年4月1日	昭和56年4月26日	昭和57年3月28日
開館時間	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00
平成18年度年間利用者数	4,247	4,605	8,605	11,610	5,598	5,795

施設名	田富杉の子児童館	田富ひまわり児童館	田富つくし児童館	田富すみれ児童館	豊富児童館
住所	西花輪1415-4	東花輪1119-16	藤巻2303-2	布施242-3	大鳥居3770
開所年度	平成1年1月19日	平成1年8月10日	平成5年4月1日	平成10年4月1日	平成4年7月8日
開館時間	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00	10:00～18:00
平成18年度年間利用者数	4,751	8,424	2,759	4,051	12,168

資料：子育て支援課

### 4) 子育て支援サークルなどの状況

本市には 6 つの子育て支援サークルなどの団体があり、就園前の子とその母親を対象に定期的な活動をしています。活動内容は、リトミック教室やコンサート、読み聞かせ、お話し会など様々です。

【図表 1 - 12】

サークル名	やんちゃくらぶ	わんぱくくらぶ	ピンクプリン	にこにこKIDS	TJC (玉穂ジュニアサークル)	おんぶコアラ
活動日時	毎週金曜日	毎週水曜日	毎週金曜日	毎週木曜日	月1～2回・木曜日	随時
開設年	平成9年	平成10年	平成13年	平成14年	平成元年	平成17年
活動場所	田富総合会館	田富総合会館	玉穂西部児童館	玉穂北部児童館	玉穂中央児童館	中央市市内
対象	就園前の子とその母親	就園前の子とその母親	就園前の子とその母親	就園前の子とその母親	就園前の子とその母親	就園前の在宅親子
活動内容	リトミック教室・クリスマスコンサート	手遊び・読み聞かせ・工作・水遊び・お花見・運動会・クリスマス会・お別れ会	お話し会・リトミック教室・季節の行事	お話し会・リズム教室・季節の行事	3B体操・季節の行事・ヨガ教室	子育て支援全般
備考	市外者も在籍。平成17年から企業の支援を受けている。ママネットやNPO法人との連携を深め、県内のサークルと交流を図る。	「ママネットやまなし」に加入。				市が主催の母親学級、育児学級の託児・ボランティア参加。 どんぐり保育園(月・火・水) まちかど保育園(木・金)へのボランティア

資料：子育て支援課

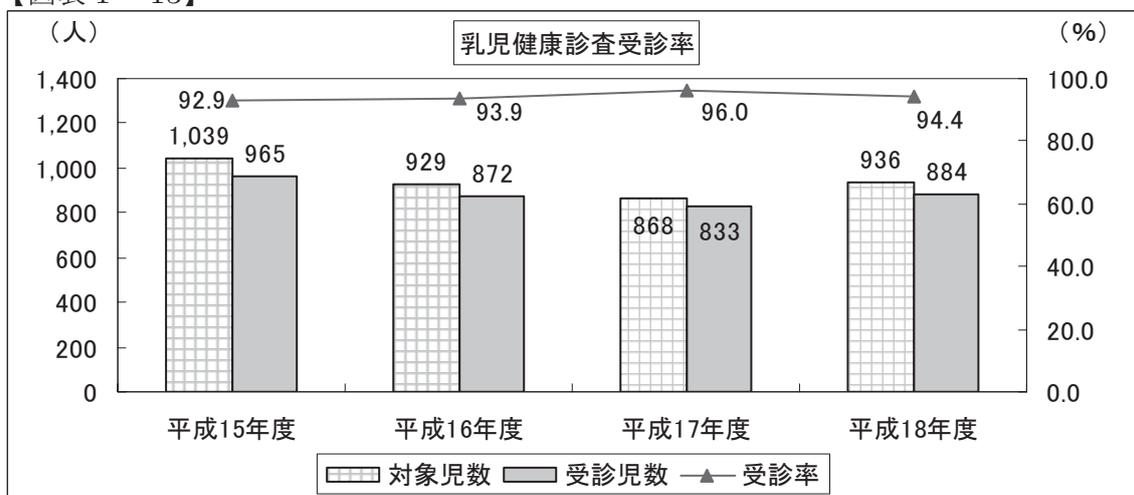
### 3 母子保健の状況

#### 1) 乳児健康診査

本市の乳児健康診査の対象児数は、平成15年度は1,000人を超えていましたが、平成16年度以降1,000人を割り込み、平成18年度は936人となっています。

また、受診率は平成15年から平成18年度まで93～96%で推移し、平成18年度は94.4%となっています。

【図表1-13】



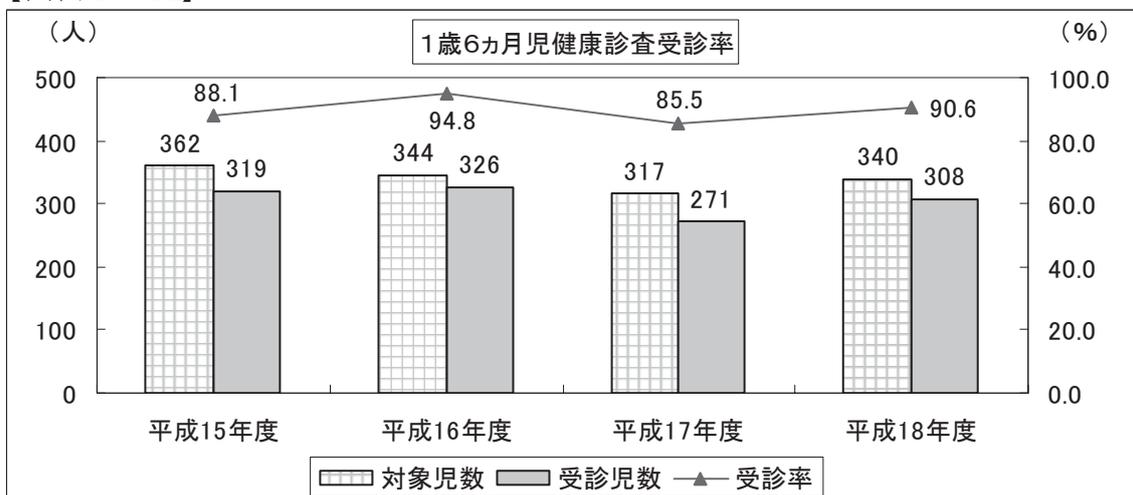
資料：健康推進課

#### 2) 1歳6ヵ月児健康診査

1歳6ヵ月児健康診査の対象児数は、平成15年度から平成17年度まで減少傾向にありましたが、平成18年度は340人に増加しています。

また、受診率は、平成16年度が94.8%と高く、その後にまた下降しています。

【図表1-14】



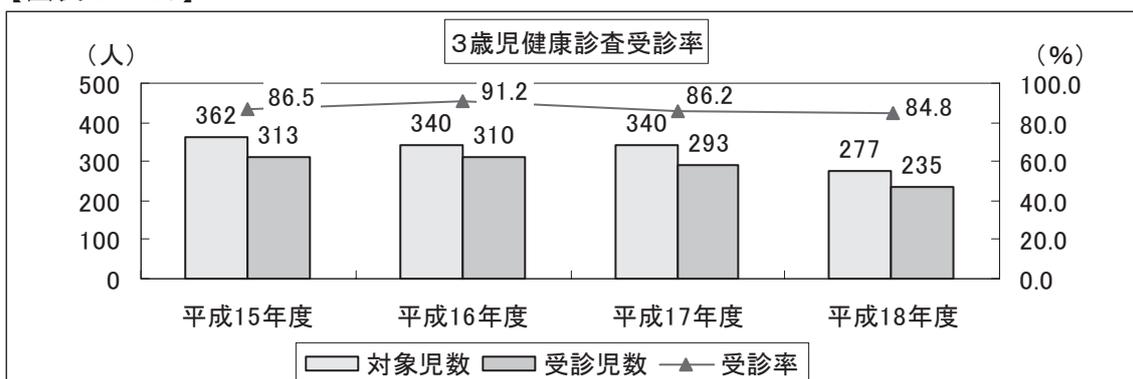
資料：健康推進課

### 3) 3歳児健康診査

3歳児健康診査の対象児数は、平成15年度から減少傾向にあり、平成18年度は277人となっています。

また、受診率は、平成15年度から85~91%で推移し、平成18年度は84.8%となっています。

【図表1-15】



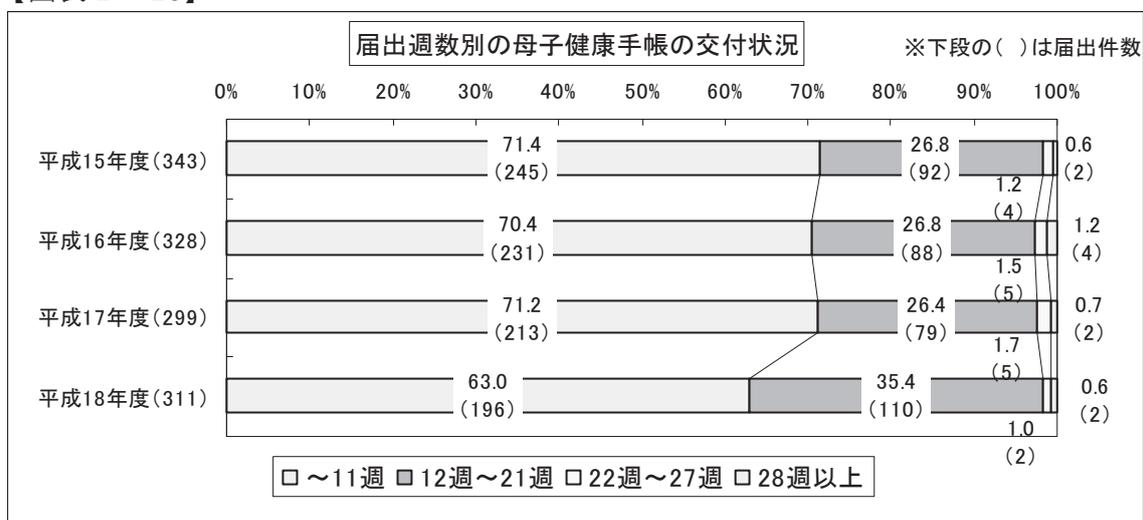
資料：健康推進課

### 4) 母子健康手帳の交付

母子健康手帳の交付数は、平成15年度から平成17年度まで減少傾向でしたが、平成18年度は311件に上昇しました。

また、届出週数別では、母子保健のため早期の届け出を推奨していますが、22週以降に届け出を行っている割合が平成15年度から平成18年度まで1.6~2.7%あり、平成18年度は1.6%（4件）となっています。

【図表1-16】

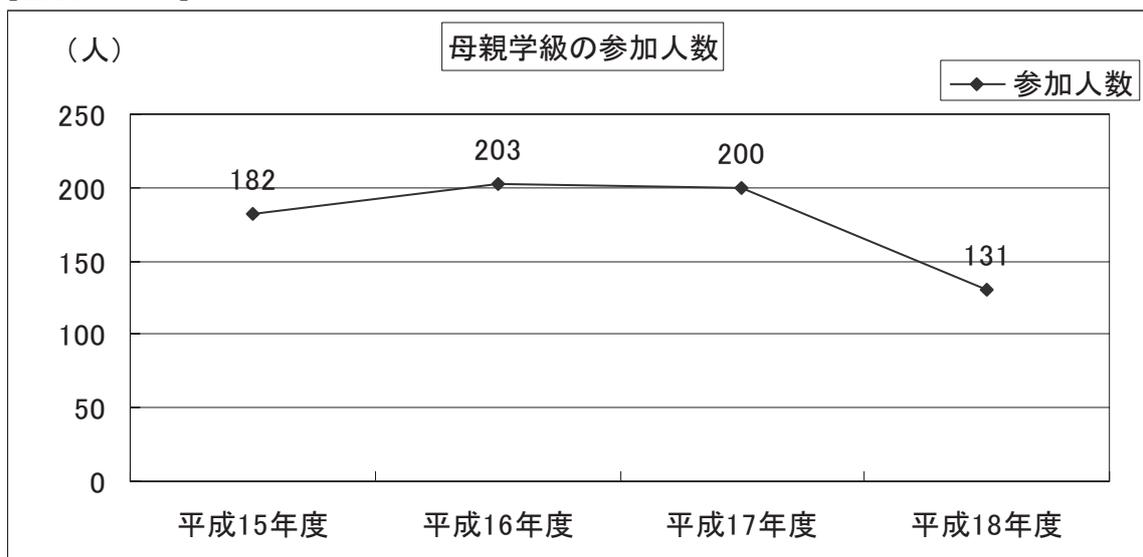


資料：健康推進課

## 5) 母親学級の参加人数

母親学級の参加人数は、平成15年度から平成17年度まで180～200人で推移していましたが、平成18年度は131人に減少しています。

【図表1-17】

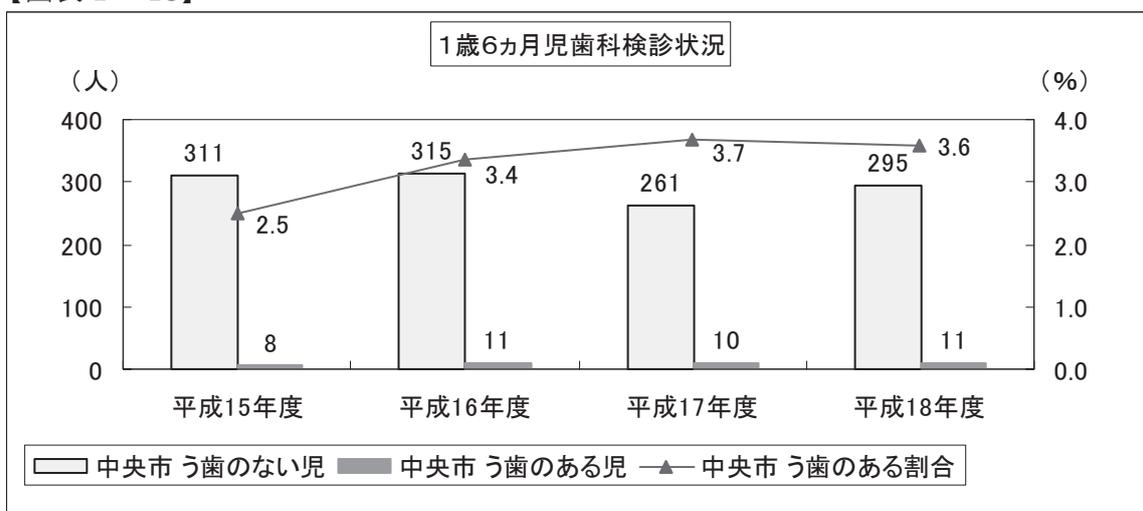


資料：健康推進課

## 6) 1歳6ヵ月児歯科検診

1歳6ヵ月児歯科検診でう歯のある児の割合は、平成15年度から平成17年度まで増加傾向にありましたが、平成18年度は3.6%と前年に比べて横ばいになっています。

【図表1-18】

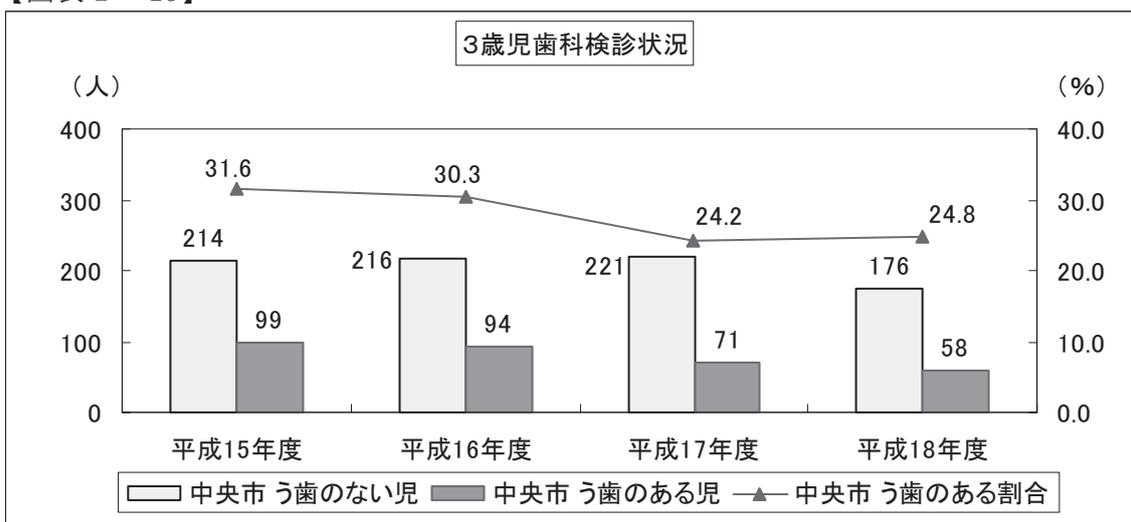


資料：健康推進課

## 7) 3歳児歯科検診

3歳児歯科検診でう歯のある児の割合は、平成15年度から平成17年度まで減少傾向にありましたが、平成18年度は24.8%に増加しています。

【図表1-19】



資料：健康推進課



[ 写真3：節分 ]



[ 写真4：昼食 ]

## 4 就学の状況

### 1) 小学校の状況

本市に小学校は6校あり、田富地区3校、玉穂地区2校（山梨大学医学部内に玉穂南小学校下河東分校あり）、豊富地区1校となっています。

児童数は、漸減傾向にあり、平成18年度は2,041人となっています。

【図表1-20】

小学校名	学級数など	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
三村小学校	学級数	13	13	14	15	15
	教員数(本務者)	26	30	27	28	28
	児童数	410	403	405	393	388
玉穂南小学校	学級数	8	7	7	7	6
	教員数(本務者)	17	18	17	16	15
	児童数	220	211	214	215	214
玉穂南小学校 下河東分校 (山梨大学医学部内)	学級数	1	1	1	1	1
	教員数(本務者)	3	2	2	2	2
	児童数	7	7	7	4	3
田富小学校	学級数	20	20	20	20	19
	教員数(本務者)	42	43	42	43	42
	児童数	558	548	526	529	514
田富北小学校	学級数	13	13	13	14	14
	教員数(本務者)	25	27	28	28	26
	児童数	398	390	363	372	373
田富南小学校	学級数	11	12	12	12	12
	教員数(本務者)	25	25	25	25	26
	児童数	278	302	280	284	292
豊富小学校	学級数	10	9	9	10	9
	教員数(本務者)	26	25	25	28	24
	児童数	247	237	254	257	257
合計	学級数	76	75	76	79	76
	教員数(本務者)	164	170	166	170	163
	児童数	2,118	2,098	2,049	2,054	2,041

資料：教育総務課

## 2) 中学校の状況

本市に中学校は2校あり、田富地区1校、玉穂地区1校（山梨大学医学部内に玉穂中学校下河東分校あり）となっています。また、平成14年度から平成18年度まで、豊富地区の生徒は笛南中学校（所在地は甲府市中道地区）に100名以上通学していますが、平成20年度から段階的に玉穂中学校へ入学していくことになります。

生徒数は、平成14年度から平成17年度まで減少傾向にありましたが、平成18年度は820人と横ばいになっています。

【図表1-21】

中学校名	学級数など	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
玉穂中学校	学級数	10	10	10	10	10
	教員数(本務者)	27	27	27	26	28
	生徒数	309	302	277	266	261
玉穂中学校 下河東分校 (山梨大学医学部内)	学級数	1	1	1	1	1
	教員数(本務者)	2	2	2	2	2
	生徒数	3	3	0	4	3
田富中学校	学級数	16	16	16	16	16
	教員数(本務者)	38	35	36	39	38
	生徒数	550	536	563	550	556
合計	学級数	27	27	27	27	27
	教員数(本務者)	67	64	65	67	68
	生徒数	862	841	840	820	820
笛南中学校	生徒数(豊富地区からの通学者)	121	125	130	128	108

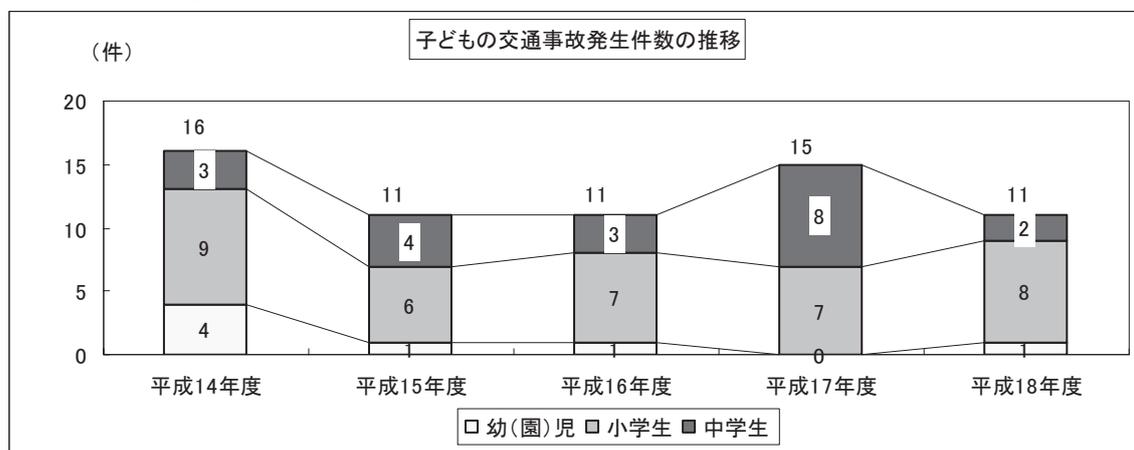
資料：教育総務課

## 5 安全の状況

### 1) 子どもの交通事故発生件数

本市の幼（園）児、児童・生徒を合わせた子どもの交通事故発生件数は、平成14年度と平成17年度がそれぞれ16件、15件と多く、その他の年度は11件となっています。

【図表1-22】



## 第2部 計画編

### 第1章 計画の体系

#### 1 基本理念

子育ては、「**父母その他の保護者が子育てに対する第一義的な責任を持つ**」という基本的な認識の上で、子どもや子どもを育てる父母、その他の保護者が、いきいきと輝きながら、**子育てへの理解を深めつつ、その喜びを実感していくことが大切です。**

子どもは、「**未来の宝**」です。

本市は、すべての人が子育てに関わり、子どもの健全育成と、子育て中やこれから子どもを希望する家庭で安心して生み育てることのできる環境づくりを推進することにより、**親が子どもがいきいきと輝き、喜びであふれるまちづくり**を基本理念とします。

#### 2 総合目標

**『親が子どもがいきいきと輝き 喜びであふれるまち 中央市』**

#### 3 基本的な視点

##### 1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもがいきいきと輝く、喜びのあふれる社会を目指します。

##### 2 次代の親づくりの視点

次代の親が、いきいきと子育てできるよう、長期的な視野に立った豊かな人間性を育む健全育成を目指します。

##### 3 すべての子育て家庭への社会全体による支援の視点

ひとり親や障がい児、外国籍住民などすべての子どもと家庭への社会全体による支援を推進します。

##### 4 利用者のニーズに応じた質の高いサービス提供の視点

核家族化など社会環境の変化や価値観の多様化に伴い、利用者のニーズも多様化しています。そのニーズに応じた質の高いサービスを提供します。

##### 5 社会資源の効果的な活用の視点

本市の持つ、自然や文化、人材などの社会資源を活用し、地域の特性を生かした子育てを推進します。

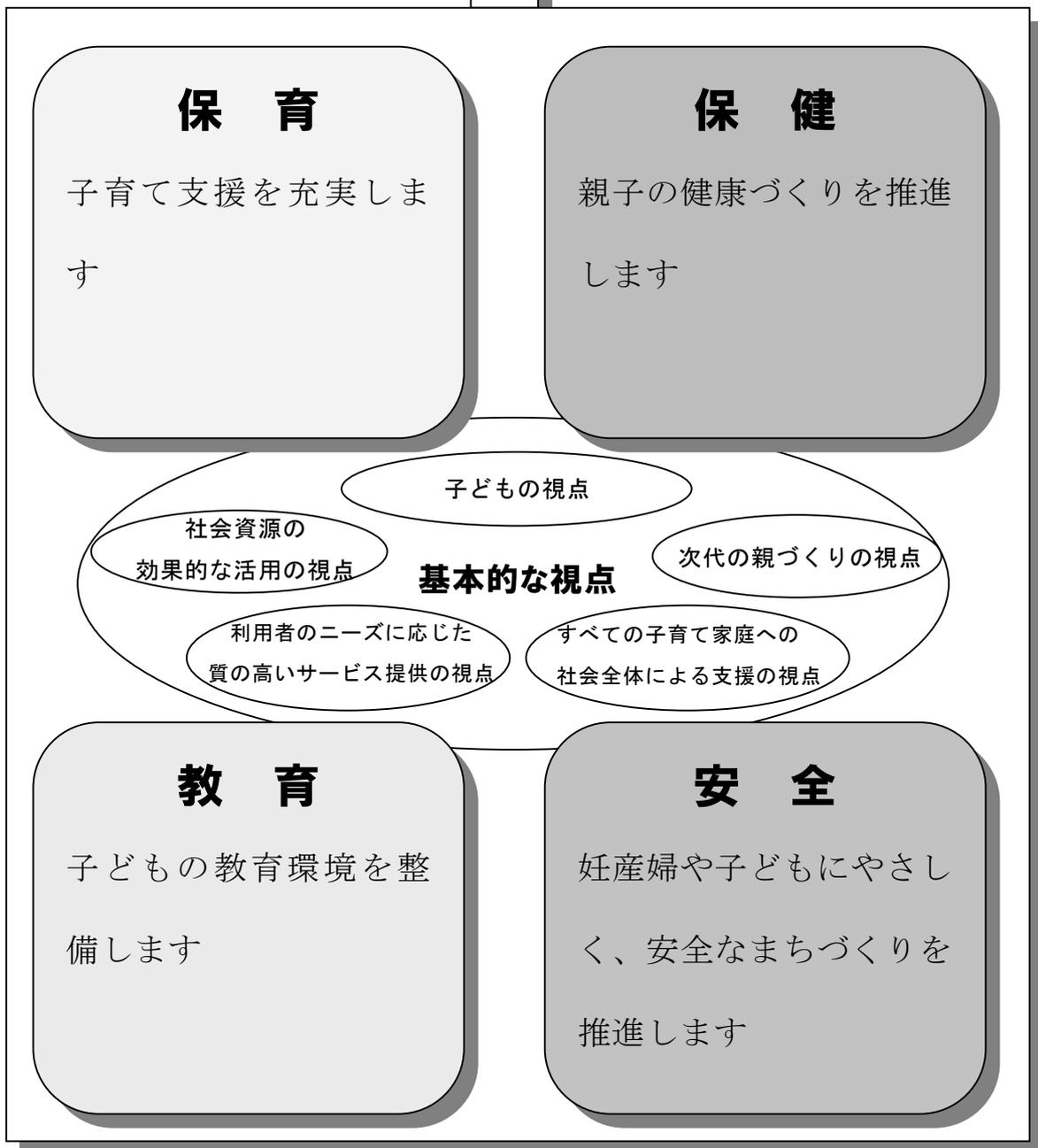
## 4 重点分野

本市では、次世代育成地域行動計画を実行性のあるものにするため、子育てに関わる「保育」・「保健」・「教育」・「安全」の4つの重点分野に集中して取り組みます。

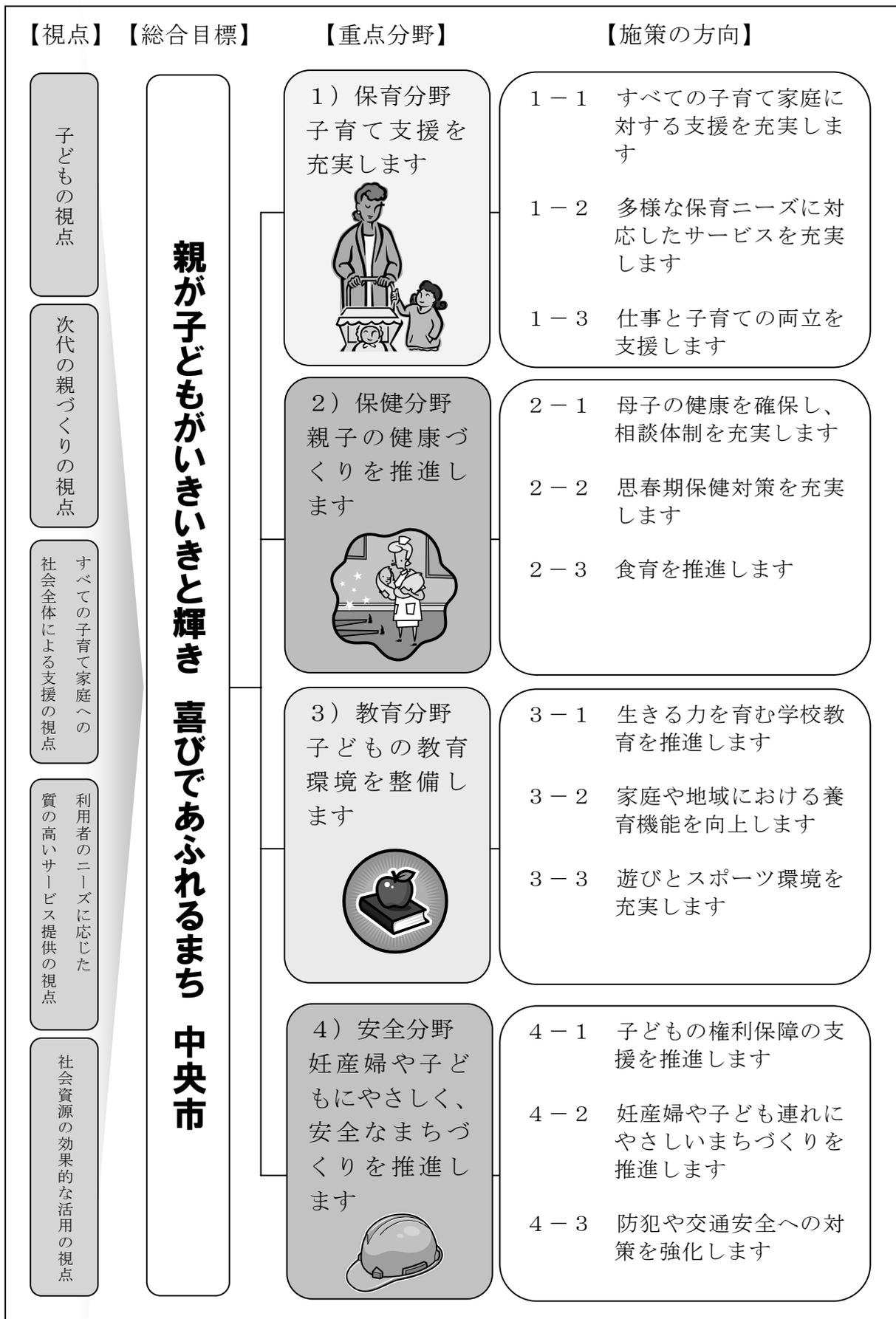
### 【総合目標】

**親が子どもがいきいきと輝き 喜びであふれるまち 中央市**

### 【重点分野】



5 施策の骨子



## 第2章 行動計画

### 1 分野別行動計画

#### 1) 保育分野 『子育て支援を充実します』



[ 写真5：ジャングルジム ]

#### 1-1 すべての子育て家庭に対する支援を充実します

##### 現状と課題

- 核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないため、出産や育児に対する親の不安や負担感が大きくなっています。そのため、行政やボランティア団体など関係機関との連携による子育て支援体制を整備する必要があります。
- 子育て家庭には、積極的に子育て支援サークルなどに参加する家庭と、参加希望を持ちながら参加していない家庭があります。この参加していない家庭を孤立化させない取り組みが求められています。
- 女性の社会進出により、児童館などを利用した「放課後児童クラブ」へのニーズが高まっていますが、受け入れ態勢に余裕がない地域もあります。こうした地域格差をなくし、ニーズに応えていく必要があります。
- ひとり親、障がい児、外国籍住民の家庭などすべての子育て家庭に対する支援を充実していく必要があります。特に、支援の難しい発達障がい児への支援体制の確立が求められています。

##### 施策や事業の方向性

- 親の不安や負担感を和らげるため、行政や社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、保育園・幼稚園など関係機関と連携し、子育て支援体制を整備していきます。
- 子育て支援サークルなどに参加していない家庭に対して、孤立化させないように子育て支援情報の提供などを推進していきます。
- 女性の社会進出の増加に伴い「放課後児童クラブ」に対する需要が増えていることから、NPO法人やボランティア団体、地域社会などと連携を図り、放課後児童クラブを充実していきます。
- 児童手当給付事業や、ひとり親家庭への医療費助成事業、障がい児のいる家庭に対する児童扶養手当給付など経済的な支援を拡充し、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう推進していきます。

## 主な施策・事業

- 保育園・幼稚園における相談機能の充実
  - 市内の保育園・幼稚園で子育て相談を実施し、相談機能を充実していきます。
- 地域子育て支援センターの設置
  - 地域の子育て支援の中心として、市内の公共施設や幼稚園に地域子育て支援センターを設置していきます。
- 子育て支援サークルへの支援の充実
  - 市内の自主的な子育て支援サークルへの支援を充実していきます。
- 保育園・幼稚園・学校、行政などにおける子育て支援情報の充実
  - 子育てに関わる各関係機関において、子育て支援情報を充実していきます。
- 放課後児童健全育成事業の充実
  - 市内の公立児童館、私立施設、社会福祉法人で「放課後児童クラブ」の施設と定員を充実していきます。
- 児童手当給付事業
  - 小学校修了前の児童を養育している方に児童手当を支給します。ただし、所得制限があります。
- ひとり親家庭医療費等助成事業
  - ひとり親家庭の親と子（満 18 歳の誕生日の属する年度末まで）、父母のいない児童が病気やけがで医療機関にかかった場合に、健康保険が適用された費用について、自己負担分を限度に助成します。ただし、所得税非課税世帯に限ります。
- 児童扶養手当給付事業
  - 父親と生計を同じくしていない子（満 18 歳の誕生日の属する年度末まで、中度以上の障がいをもつ場合は 20 歳未満の子）を養育している母親など、公的年金を受けていない場合に児童扶養手当を支給します。ただし、所得制限があります。

## 1-2 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します

### 現状と課題

- 本市では、従来から保育園・幼稚園定員の拡充など保育サービスの充実に努めていますが、保護者の就労状況や個人の価値観の変化などによる多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供が求められています。
- 市内 7 保育園では臨時職員が多くなっています。適正な正規職員の保育士を確保し、子育て家庭の保育サービスに対するニーズに応えていく必要があります。
- 旧町村で行った就学前ニーズ調査から「子どもを誰かに預けてリフレッシュしたい」と回答した親が過半数を占め、子育てに対するストレス解消を望んでいます。

## 施策や事業の方向性

- すべての子育て支援の取り組みは、「父母やその他の保護者が子育てについての第一義的な責任を持つ」という基本的な認識の上に成り立っています。本市では、多くの保育サービスを充実させることにより、本来、親の持つ「子どもを育てる力」が低下する事態を招かぬよう取り組んでいきます。
- 女性の就労率の高まりなどから、延長保育・預かり保育、未満児保育、病児・病後児保育など保育ニーズに対応したサービスを充実させ、子育てのしやすい環境づくりを推進します。
- 市内7保育園で適正な保育士を確保し、児童ひとり当たりに対する保育サービスの質の向上を推進していきます。
- 夜間保育事業や子育て短期支援事業(トワイライトステイ)、子育て短期支援事業(ショートステイ)、休日保育事業については、現状、十分なニーズがないことから当面は実施せず、十分なニーズが出てきた段階でサービスの提供を検討していきます。ただし、休日保育については、ファミリーサポートセンターによる派遣型の対応を推進します。
- 子育てに対するストレスを解消するため、一時保育の実施やつどいの広場の開設、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談体制を整備します。

## 主な施策・事業

- 延長保育・預かり保育の充実
  - 市内の保育園・幼稚園において延長保育・預かり保育を充実していきます。
  - 延長保育・預かり保育は、保護者の仕事や遠距離通勤などに対応するため、時間を延長して保育するサービスです。ただし、利用するためには、各保育園・幼稚園への申込みが必要で、通常保育とは別料金となります。
- 未満児保育の定員の拡充
  - 市内の保育園・幼稚園において3歳未満児保育の定員を拡充していきます。
- 病児・病後児保育事業
  - 市内の保育園などにおいて病児・病後児保育事業を推進していきます。
- つどいの広場事業
  - 乳幼児期の親子が集い、子育てアドバイザーを配置して、交流や相談、講習会など週3日以上開設します。
- 障がい児保育の充実
  - 市内の保育園・幼稚園において障がい児の保育を充実していきます。
- ファミリーサポート事業で病後児の派遣型対応、休日保育等事業
  - ファミリーサポートセンターを開設し、病後児の派遣型対応、休日保育などの事業を推進します。
- 一時保育の実施
  - 市内の保育園・幼稚園において一時保育を実施します。なお、一時保育は、入園していない児童を対象とし、保護者の病気や入院、災害事故、子育てストレスからの解消などの理由により、一時的にお預かりします。ただし、利

用するためには各保育園・幼稚園に申込みが必要で、有料となります。

- 母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備
  - 随時、育児不安や虐待、いじめなどに関する相談を受付けています。

### 1-3 仕事と子育ての両立を支援します

#### 現状と課題

- 本市では、延長保育・預かり保育や一時保育など時間外保育を実施し、親のニーズに応えてきています。
- 男性は仕事、女性は家事や子育てといった男女の性の違いによる固定化された役割分担や考え方を見直す必要があります。
- 育児休業制度が導入されていても、職場の雰囲気などによって育児休業を断念してしまうケースもあり、職場への働きかけをより一層充実させる必要があります。

#### 施策や事業の方向性

- 男女の固定的な役割を見直し、自分の意志で社会参画できる男女共同参画プランの着実な推進を図るなかで、男性と女性が相互に認め合うことができるよう学習機会の充実を図ります。
- 男女がともに家庭における役割を担うことへの意識啓発を図ります。
- 職場慣行やその他の要因の是正に向けて、労働者、事業主、地域住民など社会全体の意識改革を推進するための広報や情報提供などを、関係団体と連携しながら推進します。

#### 主な施策・事業

- 男女共同参画プランの推進
  - 家族経営協定締結の促進  
自営で農業・商工業を営んでいる家庭で家族経営協定の締結を促進します。
  - モデル職場の選定  
男女共同参画のモデル職場を増やしていきます。
  - 講座・学習会の実施  
男性のための料理教室だけでなく、地域や職場での学習機会を増やしていきます。
  - 男女共同参画だよりによる啓発  
男女共同参画を推進するため、広報に男女共同参画だよりを掲載しています。
  - 自治会への啓発  
各自治会の集会に男女共同参画の推進委員が出向き、意識啓発を図ります。

## 2) 保健分野 『親子の健康づくりを推進します』



[ 写真6：水遊び ]

### 2-1 母子の健康を確保し、相談体制を充実します

#### 現状と課題

- 母子を取り巻く社会環境は、少子化や核家族化の進展、女性の社会進出などで変化してきています。
- 妊娠から出産、育児までの期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことのできる体制づくりが求められます。
- 健診や予防接種などは義務でないため、100%の受診率が難しい状況にあります。また、外国籍住民の世帯にも、健診への受診や母親学級などへの参加を呼びかけていますが、受診率・参加率が低く、受診率や参加率を向上させる取り組みが求められています。
- 子育てへのストレスや育児不安が高まると適切な育児ができず、児童虐待に繋がる可能性もあるため、母子保健の中で育児に対する相談体制の充実が求められています。

#### 施策や事業の方向性

- 妊娠から出産、育児までの期間を母子ともに健康で、安心して過ごすことができるように、妊婦一般健康診査や乳児健康診査、予防接種など母子の健康づくりの体制を充実させます。
- 健診などを受診しない家庭には、さらに受診を呼びかけ、受診率の向上を目指します。また、外国籍住民に対しては、外国語の問診票などを作成し、受診を呼びかけていきます。
- 子育てのストレスや育児不安を解消するため、母親のストレスチェックとカウンセリング事業、新生児のいる家庭を訪問するこんには赤ちゃん事業など様々な機会での相談指導體制を充実します。
- 子どもの事故防止のため、事故予防に関する啓発活動の推進や、救命救急法の受講者を増やします。

#### 主な施策・事業

- 妊婦・乳児一般健康診査事業
  - 妊婦・乳児を対象とした医療機関における健診を実施します。ただし、公費負担は妊婦1人5回まで、乳児1人2回までとなります。
- 予防接種接種率（麻しん）の向上
  - 予防接種法に基づき集団発生を防ぐとともに、重症化を未然に防ぐため、予防接種を実施します。
- 妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進
  - 妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックを行い、心の健康状態を知り、カウンセリング支援を行います。

- 新生児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）
  - 新生児訪問を通して、観察・相談を行い、育児不安の軽減を図ります。ハイリスクケースの早期把握と早期支援により虐待防止を図ります。
- 愛育会組織による子育て支援
  - 母親が様々な活動に積極的に参加できるように、託児や声かけをするなど愛育会組織による子育て支援を推進します。
- 子どもの事故予防に関する啓発活動の推進
  - 子どもの事故を予防するため、愛育会、乳幼児健診や育児学級などでパンフレットを配布します。
- 救命救急法の啓発活動の推進
  - 救命救急法の受講者を増やすことで、心肺蘇生法を普及させ、緊急時に対処できるようにします。

## 2-2 思春期保健対策を充実します

## 2-3 食育を推進します

### 現状と課題

- 命の大切さや性について、学校の授業を通して正しい理解を求める取り組みが求められています。
- 若年層の飲酒や喫煙に対する問題が指摘されており、児童の生活が夜型化し、乱れる傾向への対応が求められています。
- 食習慣については、子どもの食生活に偏りが生じると、健やかな成長が損なわれることになり、朝食を食べる習慣や離乳食指導や学校における給食など食育を推進する必要があります。

### 施策や事業の方向性

- 次世代の親づくりという視点から、命の大切さ教育や赤ちゃんの抱っこ体験など小中学校での授業を通して、正しい理解を求めていきます。
- 喫煙や飲酒、薬物乱用防止などに関する教育を推進していきます。
- 食習慣の向上を図るため、妊婦に対する栄養指導、乳幼児を対象とする離乳食指導やおやつ指導、学校給食における地産地消を推進します。

### 主な施策・事業

- 命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進
  - 思春期体験教室を開催します。
- 母親学級における妊婦の栄養指導
  - 母子健康手帳発行時及び母親学級時にパンフレットを配布し、栄養指導します。
- 乳児健診においての離乳食指導
  - 乳児健診において離乳食指導をします。

- 幼児健診での食事・おやつ指導
  - 幼児期の食事とおやつのあり方を指導します。
- 学校給食における地産地消の推進
  - 学校給食にて推進、学校給食だよりにて広報します。

### 3) 教育分野 『子どもの教育環境を整備します』

#### 3-1 生きる力を育む学校教育を推進します

#### 3-2 家庭や地域における養育機能を向上します



[ 写真7：お勉強 ]

#### 現状と課題

- 少子化は、子どもが社会性や自主性を身につける機会の減少、子どもへの過干渉・過保護といった負の側面を持つ一方、一人ひとりの子どもが充実した教育を受ける機会を増やしています。そのような中、学校教育に対する市民のニーズは複雑化・多様化しています。
- 社会的な動向から育児不安や児童虐待の問題が増え、引きこもりやいじめなど、子どもの心の問題が重要になってきています。旧町村のニーズ調査では、就学児を持つ親の教育に関する悩みや、いじめなど友だちづきあいに関する悩みが多く、子どもの心の健康を守る取り組みが求められています。
- 外国籍児童・生徒に対する言葉の問題については、現在、3つの小中学校に各1名の通訳を配置していますが、今後も強化していく必要があります。
- 家庭は、子どもにとって心のよりどころであり、また、人格形成の基礎を培う教育の出発点でもあります。しかし、生活習慣の乱れなどにより、家庭における親の養育する力が弱くなっている状況がみられます。子どもを持つ親の自立と自覚を促すため、親の子育てに関する学習の場や機会を提供する必要があります。また、これらは、個々の親、家庭の問題に限らず、子育てを支える地域の力も弱くなり、子育て家庭が孤立していることにも原因があります。地域全体が、子どもの成長を育み、子育て家庭を支援する役割を十分に果たしていくことが必要となっています。

#### 施策や事業の方向性

- 学校では子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばし、地域に根ざした学習や社会教育事業、職場体験などを推進します。
- 思春期の心の問題を抱える児童のために、児童や保護者を対象としたスクールカウンセラーによる相談を実施していきます。
- 外国籍児童・生徒の言葉の問題に対しては、今後もニーズが増えてくることが予想されることから、通訳の配置強化などを検討していきます。
- 親の子育てに関する学習事業やペアレントトレーニング事業などにより、家庭における養育機能を向上していきます。

### 主な施策・事業

- 地域に根ざした学習の推進
  - 市内の小中学校3・4年生向けの社会科副読本を作成し、地域に根ざした学習を推進していきます。
- 職場体験学習
  - 市内の中学校において、生徒が希望する職場や自分の親の職場体験を推進します。
- 心の教室相談員・スクールカウンセラーによる教育相談事業の充実
  - 市内の小中学校に心の相談員とスクールカウンセラーを設置し、教育に関する相談事業を充実していきます。
- 親の子育てに関する学習事業
  - 母親学級では、妊娠・出産・育児の知識と母親の交流を図ります。両親学級では、父親の理解を得て、子育ての重要性を学びます。
- ペアレントトレーニング事業
  - 良好な母子関係を築くトレーニングを行います。

### 3-3 遊びとスポーツ環境を充実します

#### 現状と課題

- 社会的な動向として、家族で過ごす機会や子ども同士が集団で過ごす機会が減少したことで、人間関係をつくる力が弱くなってきており、社会性の不足や規範意識が希薄になっていると考えられています。そこで、子どもの健全育成のため、遊びやスポーツ活動を推進していく必要があります。

#### 施策や事業の方向性

- 親子で参加できる子どもスポーツフェスティバルの開催など、スポーツイベントを支援します。
- 子どもから高齢者まで同じスポーツで交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業を実施します。
- スポーツ少年団の育成支援を推進します。

#### 主な施策・事業

- 親子で参加できる子どもスポーツフェスティバルの開催など、スポーツイベントの支援
  - スポーツ少年団や NPO スポーツクラブが実施するスポーツイベントを支援します。
- 子どもから高齢者まで同じスポーツで交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業の実施
  - 水泳教室（幼児）、スキー教室、ラジオ体操、水中運動会など子どもから高齢者が交流し、ふれあうことができる生涯スポーツ事業を実施していきます。

○ スポーツ少年団の育成支援の推進

- 中央市スポーツ少年団本部を通して、スポーツ少年団の育成支援を推進していきます。

#### 4) 安全分野 『妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します』

##### 4-1 子どもの権利保障の支援を推進します

###### 現状と課題

- 旧町村のニーズ調査によると、子育てに関する不安や負担感を約半数以上の保護者が感じており、就学前児童の保護者が日常の悩みとして「子どもをしかりすぎている」をあげています。このような日常的な悩みや不安を解消するために、誰もが気軽に相談することのできる体制づくりが求められています。
- 虐待による子どもの被害を食い止めるために、児童相談所などと連携する中で、育児不安の軽減や児童虐待の発生予防に努めていく必要があります。
- 乳児期の疾病や異常を早期発見するため、発達の状況に関する相談や保健指導を行っています。
- 早期療育は、医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応や、言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談及び療育支援事業を行っています。

###### 施策や事業の方向性

- 総合的に相談や支援のできる窓口の整備、相談員の資質の向上、関連機関とのネットワーク化の構築などを推進していきます。
- 児童虐待については、関係機関とのネットワークづくりによる早期発見や、きめ細やかな対応に努めます。
- 心身の障がいと思われる子どもの発達支援のためには、行政・社会福祉法人、児童相談所、医療機関などの関係機関が、より一層連携を深め、障がいの早期診断・療育のシステムを充実するとともに、その家族に対しての相談及び支援体制の整備を行います。
- 子どもの権利擁護についての住民への意識啓発に努めます。



[ 写真 8 : 公園でお遊戯 ]

### 主な施策・事業

- 障がい児を持つ親の会の支援
  - 発達状況に不安のある子ども及び親に対し、子どもの成長を促すとともに親の自助グループを支援していきます。
- 障がい児放課後支援事業の充実
  - 特別養護学校などの中・高等部に通学する障がい児を対象に、放課後などにおける障がい児の主体性や社会性を育成するとともに、保護者の介護負担を軽減していきます。
- 児童虐待防止ネットワークの推進
  - 要保護児童対策協議会構成団体による児童虐待防止ネットワークを推進します。
- 発達障がい児（者）支援事業
  - 平成 20 年度から市単独事業として、発達障がい児（者）の支援事業を推進していきます。

## 4-2 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します

## 4-3 防犯や交通安全への対策を強化します

### 現状と課題

- 妊産婦や子ども連れが安心して過ごすことができるように、道路や公園、公共施設などを整備する必要があります。
- 防犯については、子どもの安全を守るため、保育園・幼稚園、児童館、小中学校、PTA、地域、行政、警察などとの連携による防犯体制の強化に努める必要があります。
- 交通安全では、子どもの安全を守るため、交通安全意識の向上、チャイルドシートの普及を図る必要があります。

### 施策や事業の方向性

- 子どもを安心して育てることができるよう、道路や公園、公共施設を中心に妊産婦や子ども連れ、障がい児（者）などすべての人に利用しやすいまちづくりを推進します。
- 交通安全については、交通安全教室の開催やチャイルドシートの普及啓発・貸与事業、交番だよりによる防犯・交通安全の啓発を促進します。
- 防犯については、小学校などでの登下校の通学指導、PTA を中心としたパトロール、子ども 110 番連絡所の拡充、防犯灯の整備など安全なまちづくりを推進します。

### 主な施策・事業

- 市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修
  - 自治会から要望のあった危険箇所の補修を予算の範囲内で補修整備していきます。

- 市道における歩道の整備検討
  - 子どもを安心して育てることができるよう、通学路および歩行危険箇所を整備していきます。
- 公共施設における授乳室等の整備
  - 公共施設における授乳室などを整備していきます。
- 交通安全教室の推進
  - 保育園・幼稚園、児童館、小学校などで交通安全教室を推進します。
- チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進
  - 乳幼児健診時や広報などでチャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動を推進します。
- 交番だよりによる防犯・交通安全の啓発の促進
  - 交番だよりの配布による防犯・交通安全の啓発を促進します。
- 小学校における登下校の通学指導
  - 交通指導員による小学校の登下校の通学指導を推進します。
- P T Aを中心としたパトロールに対する支援
  - P T Aを中心とした登下校時のパトロールを支援していきます。
- 子ども 110 番連絡所の拡充
  - 地域住民に子ども 110 番連絡所の看板の設置や協力を要請していきます。
- 防犯灯の整備
  - 市や自治会ごとの管理区分を整理し、防犯灯の管理台帳を整備していきます。危険箇所は住民の要望により随時設置していきます。



[ 写真 9 : 公園でお遊戯 ]



[ 写真 10 : 公園でお遊戯 ]

## 2 推進体制

本計画の推進に当たっては、施策・事業の進捗状況を定期的に把握し、評価を行っていく必要があります。推進体制を整備し、実行性のある推進を図ります。

市は、「中央市次世代育成支援対策地域協議会（地域協議会）」、「中央市次世代育成支援地域行動計画庁内連絡調整会議（庁内連絡調整会議）」、「事務局」を設置します。

### 1) 庁内連絡調整会議

庁内連絡調整会議は、市長を会長とした課長以上の庁内会議とし、本計画の主管部署である子育て支援課から要請を受け、計画策定及び推進に関する協力を担います。

### 2) 地域協議会

地域協議会は、市長から委嘱を受け、計画の策定審議や、年度ごとの施策・事業の進捗状況について協議し、協議結果（意見・意向・提言・要望）を市に示します。また、必要に応じて住民に対する調査を行う場合があります。

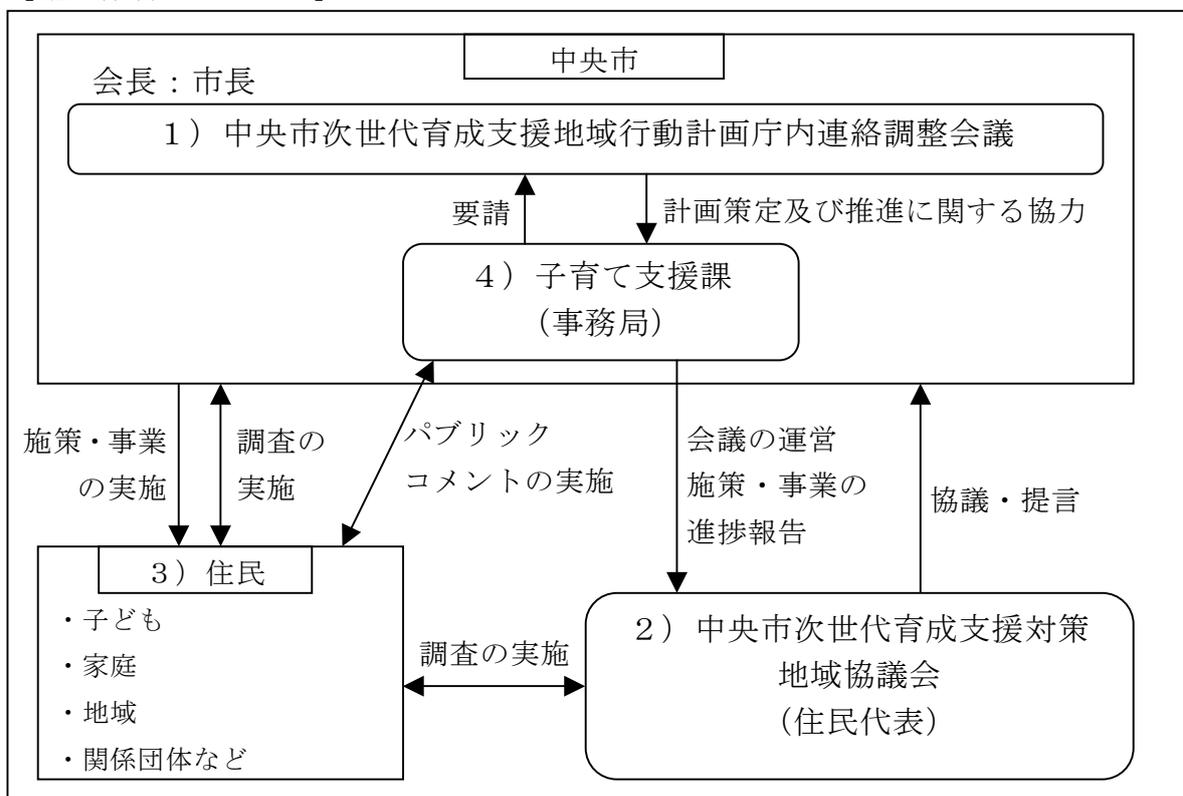
### 3) 住民

市民やサービス利用者の立場で、本計画に対するパブリックコメント（意見・意向・提言・要望）や調査に応じます。

### 4) 事務局

事務局は、主管部署の子育て支援課内に設置され、地域協議会の運営や庁内連絡調整会議への調整を担います。また、住民に対するパブリックコメントを実施します。

#### 【推進体制のイメージ】



### 3 分野別施策・事業一覧

4つの重点分野「保育」「保健」「教育」「安全」における分野別の施策・事業一覧です。

#### 1) 保育分野 『子育て支援を充実します』

##### 1-1 すべての家庭に対する支援を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
1	子育てサークルへの支援の充実	子育て支援課	平成 19 年	サークル数	6	7
2	放課後児童健全育成事業の充実	子育て支援課	平成 10 年	実施箇所数	9	9
3	保育園・幼稚園における相談機能の充実	子育て支援課	平成 20 年	12 回／月 実施箇所数	3	9
4	「遊び、学ぶ、子育て教室」開催事業	子育て支援課	平成 19 年	回／月	10	9
5	児童手当給付事業	子育て支援課	平成以前	件数／年	2,300	2,400
6	児童扶養手当給付事業	子育て支援課	平成以前	件数／年	200	200
7	小中学校入学支度金支給事業	子育て支援課	平成以前	件数／年	25	25
8	保育園・幼稚園・学校・行政などにおける子育て支援情報の充実	子育て支援課 他	平成以前	回／年	12	12
9	地域子育て支援センターの設置	子育て支援課	平成 19 年	設置数	2	3
10	児童館の充実	子育て支援課	昭和 54 年	実施館数 (利用者数)	11 (7,831)	11 (8,222)
11	障がい児放課後支援事業の充実	福祉課	平成 18 年	事業箇所数	2	2
12	障がい児福祉手当給付事業	福祉課	平成 18 年	人数／年	20	20
13	特別児童扶養手当給付事業	福祉課	昭和 38 年	人数／年	51	51
14	重症心身障がい児(者)福祉手当給付事業	福祉課	平成 18 年	人数／年	19	19
15	重症心身障がい児(者)医療費助成事業	福祉課	昭和 47 年	人数／年	48	48
16	ホームヘルプ事業、デイサービス事業、短期入所事業	福祉課	平成 14 年	人数／年	ホーム 27 デイ 28 短期 20	ホーム 27 デイ 32 短期 25

17	ひとり親家庭医療費等助成事業	子育て支援課	平成以前	件数/年	195	330
18	母子相談員や関係機関と連携を強化、母子・父子相談事業の支援	子育て支援課	平成以前	相談件数/年	60	60
19	母子・寡婦福祉資金貸付利子補給事業	子育て支援課	平成以前	件数/年	3	3

## 1-2 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
20	通常保育事業	子育て支援課	平成 19 年	入園児数 人/年	852	910
21	延長保育の充実	子育て支援課	平成以前	実施園数	5	7
22	預かり保育の実施	子育て支援課	平成以前	実施園数	2	2
23	一時保育の実施	子育て支援課	平成以前	実施園数	5	5
24	病児・病後児保育事業	子育て支援課	平成 19 年	箇所	1	1
25	つどいの広場事業	子育て支援課	平成 19 年	箇所	1	3
26	未満児保育の定員の拡充	子育て支援課	平成以前	人/年	246	260
27	障がい児保育の充実	子育て支援課	平成以前	実施園数	9	9
28	ファミリーサポート事業で病後児の派遣型対応、休日保育等事業	子育て支援課	平成 20 年 6 月～(予定)	設置箇所数	0	1
29	広域保育園入所事業の充実	子育て支援課	平成 10 年ご ろ	委託件数	108	120
30	子育て支援ネットワークづくりの推進	子育て支援課	平成 20 年	ネットワー ク数	0	1
31	児童虐待防止について周知啓発	子育て支援課	平成 18 年	研修広報回 数/年	14	23
32	母親の育児不安や虐待、いじめ等に関する相談体制の整備	子育て支援課	平成 18 年	随時相談件 数/年	60	70
33	ひとり親家庭の支援	子育て支援課	平成 18 年	相談件数/ 年	32	40

### 1-3 仕事と子育ての両立を支援します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
34	男女共同参画プランの推進（職場） 家族経営協定締結の促進	政策秘書課	平成 19 年	件数／年	5	10
35	男女共同参画プランの推進（職場） モデル職場の選定	政策秘書課	平成 19 年	件数／年	1	3
36	男女共同参画プランの推進（家庭） 講座・学習会の実施	政策秘書課	平成 19 年	回数／年	1	2
37	男女共同参画プランの推進（家庭） 男女共同参画だよりによる啓発	政策秘書課	平成 19 年	広報掲載 回数／年	12	12
38	男女共同参画プランの推進（地域） 自治会への啓発	政策秘書課	平成 19 年	回数／年	3	6

## 2) 保健分野 『親子の健康づくりを推進します』

### 2-1 母子の健康を確保し、相談体制を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
39	妊婦一般健康診査事業	健康推進課	昭和 44 年	受診票交付 枚数	1 人 5 枚 交付	1 人 5 枚交付 結果をもと に指導相談 を充実
40	乳児一般健康診査事業	健康推進課	昭和 44 年	受診票交付 枚数	1 人 2 枚交 付	1 人 2 枚交付 結果をもと に指導相談 を充実
41	乳児健康診査事業 (4、7、12 ヶ月健康診査)	健康推進課	昭和 44 年	健診受診率	89.3%	95.0%
42	幼児健康診査事業 (1 歳 6 ヶ月、3 歳児健康診査)	健康推進課	昭和 36 年	健診受診率	88.0%	1 歳 6 ヶ 月：95%、 3 歳 90%
43	医療機関の事故防止 (1 歳 6 ヶ月健診)	健康推進課	平成以前	事故率	13.6%	10.0%
44	医療機関の事故防止 (3 歳児健診)	健康推進課	平成以前	事故率	29.4%	10.0%
45	予防接種接種率（麻しん）の向上	健康推進課	昭和 26 年	接種率	72% ※平成 18 年	95%

46	BCG の接種率の向上	健康推進課	昭和 26 年	接種率	96%	100%
47	妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	健康推進課	平成 12 年	4、12、1 歳 6 ヶ月、3 歳 児健診回数 ／月	2	希望者には 全員対応
48	電話による母子健康相談の充実	健康推進課	昭和 44 年	相談件数	310	必要者には すべて対応
49	母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	健康推進課	昭和 23 年	回数／月 人数／年	4 311	4 281
50	相談窓口の強化	健康推進課	昭和 44 年	回数／月	5 (田富・豊 富各 2 回)	必要者には すべて対応
51	訪問指導（妊産婦、新生児、乳幼児、学童等）の充実	健康推進課	昭和 44 年	人／年	353	必要者には すべて対応
52	子供の発達相談事業	健康推進課	平成 16 年	回／月 (延べ人数)	2 82 人	2 85 人
53	新生児訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	健康推進課	昭和 44 年	新生児訪問 実施率	92%	全戸赤ちゃん 把握 100% 訪問 98%
54	赤ちゃんとのふれあい体験	健康推進課	平成 18 年	学級回数／ 年	4	4
55	愛育会組織による子育て支援	健康推進課	平成元年	人 回	136 10	増加
56	育児学級としての離乳食教室の実施	健康推進課	昭和 60 年	回数／年	3	4
57	子どもの事故予防に関する啓発活動の推進	健康推進課	平成 5 年	人／年	300	273
58	救命救急法の啓発活動の推進	健康推進課	平成 5 年	人／年 回／年	26 2	35 2

## 2-2 思春期保健対策を充実します

### 2-3 食育を推進します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
59	命の教育、性についての正しい理解、喫煙や薬物乱用に関する教育の推進	教育委員会	平成 17 年	実施回数／ 年	2	3

60	母親学級における妊婦の栄養指導	健康推進課	昭和 44 年	人／年	311	全妊婦
61	乳児健診における離乳食指導	健康推進課	昭和 44 年	人／年 (延べ人数)	884	805 (受診児 全員)
62	幼児健診(1歳6ヵ月、3歳児健康 診査)での食事・おやつ指導	健康推進課	昭和 36 年	人／年	585	532 (受診児 全員)
63	学校給食における地産地消の推進	教育委員会	平成以前	取扱品目数	30	35

### 3) 教育分野 『子どもの教育環境を整備します』

#### 3-1 生きる力を育む学校教育を推進します

#### 3-2 家庭や地域における養育機能を向上します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
64	地域に根ざした学習の推進	小学校	平成 9 年	校数	6	6
65	社会教育事業	生涯教育課	平成 18 年	回数／年	1	6
66	心の教室相談員・スクールカウンセ ラーによる教育相談事業の充実	小学校 中学校	平成 12 年	校数	2	3
67	職場体験学習	中学校	平成 15 年以 前より	回数／在学 中	1	1
68	ペアレントトレーニング事業	健康推進課	平成 20 年	回／年	—	4
69	親の子育てに関する学習事業	健康推進課	昭和 44 年	学級回数／ 年	母親学級：8 両親学級：3	母親学級：8 両親学級：3

#### 3-3 遊びとスポーツ環境を充実します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
70	スポーツ少年団、NPO スポーツク ラブが実施するスポーツイベント の支援	生涯教育課	平成 19 年	実施回数／ 年	1	1
71	子どもから高齢者まで参加できる 生涯スポーツ事業の実施	生涯教育課	平成以前	教室数／年	3	4
72	スポーツ少年団の育成支援	生涯教育課	平成 18 年	団体数	23	23

#### 4) 安全分野 『妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します』

##### 4-1 子どもの権利保障の支援を推進します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
73	障がい児を持つ親の会の支援	健康推進課	平成 10 年	人、回	192 (24 回)	必要者には すべて対応 し参加を勧 める
74	障がい児放課後支援事業の充実	福祉課	平成 18 年	実施箇所	2 事業所 公立 1	2 事業所 公立 1
75	障がい児（者）相談の充実	福祉課	平成以前	実施箇所	6	現状維持
76	障がい児レスパイト事業の充実	福祉課	平成 13 年	受給者 人／年	43	45
77	発達障がい児（者）支援事業	福祉課	平成 17 年	支援ケース 件数／年	18	50
78	在宅サービスの充実	福祉課	平成 3 年	障がい児数 ／年	73	73
79	児童虐待防止ネットワークの推進	子育て支援課	平成 18 年	構成団体	43	43

##### 4-2 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
80	市道や生活道路、側溝等における危険箇所の補修	建設課	平成以前	箇所数／年	34	40
81	市道における歩道の整備検討	建設課	平成以前	歩道整備率	9.33%	9.38%
82	公園の遊具安全確保	政策秘書課	平成 18 年	公園数	4	14
83	公共施設における授乳室等の整備	政策秘書課	平成以前	箇所数	6	8
84	児童公園の整備	都市計画課	平成 19 年	箇所数	4	9

#### 4-3 防犯や交通安全への対策を強化します

No.	主な施策・事業名	所管	実施年	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値
85	交通安全教室の推進	総務課	平成以前	回数/年	57	60
86	チャイルドシートの使用義務についての普及・啓発活動の推進	総務課	平成 18 年	広報掲載回数/年	3	5
87	ベビーシート・チャイルドシート貸与事業の実施	総務課	平成 11 年～ (旧田富)	貸与件数/年	105	110
88	子ども 110 番連絡所の拡充	PTA (学校)	平成 15 年	カ所数	100	120
89	保育園や幼稚園、児童館、小・中学校等における防犯・防災体制の充実	各施設、総務課	平成 18 年	広報掲載回数/年	6	10
90	随時必要なところから通学路照明灯設置	総務課	平成以前	照明灯基	約 600	随時設置
91	防犯灯の整備	総務課	平成以前	防犯灯基	市管理分 約 1,100	随時設置
92	就学前児童を対象に通学路の指導	総務課	平成以前	回数/年	18	18
93	小学校における登下校の通学指導	総務課・学校	平成以前	校数	6	6
94	小学 3 年生を対象にした自転車教室の実施	総務課・学校	平成以前	校数	6	6
95	緊急通報装置、防犯ベル等の配布	教育総務課	平成 18 年 統一	人/年	1,020	2,000
96	PTA を中心としたパトロールに対する支援	PTA (学校)	平成 15 年	人/年	200	230
97	交番だよりによる防犯・交通安全の啓発の促進	南甲府警察署	平成以前	回数/年	6	6



[ 写真 11 : 体育館でお遊戯 ]



[ 写真 12 : 体育館で行進 ]

#### 4 主要事業の目標事業量

国が定めた 14 項目の目標事業量です。(一部再掲)「保育に関するニーズ」から目標事業量を設定しているため、現時点では実施の予定がない項目があります。

No.	事業名	目標単位	平成 19 年度 現状値	平成 21 年度 目標値	備考
1	通常保育事業	入園児数 人／年	852	910	市内 7 保育園
2	延長保育・預かり保育事業	実施箇所数	5 2	7 2	上段：市内 7 保育園 下段：市内 2 幼稚園
3	夜間保育事業	実施箇所数	—	—	現時点で、実施の予定はありません。
4	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	実施箇所数	—	—	現時点で、実施の予定はありません。
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	実施箇所数	—	—	現時点で、実施の予定はありません。
6	休日保育事業	実施箇所数	—	—	現時点で、実施の予定はありません。
7	放課後児童健全育成事業	実施箇所数	9	9	公立 7 箇所、私立 1 箇所、 社会福祉法人 1 箇所
8	病児・病後児保育 (派遣型)	実施箇所数	0	1	ファミリーサポートセンター事業で対応
9	病児・病後児保育 (施設型)	実施箇所数	1	1	私立保育園 1 箇所
10	一時保育事業	実施箇所数	5	5	公立保育園 3 箇所・私立保 育園 1 箇所、私立幼稚園 1 箇所
11	特定保育事業	実施箇所数	—	—	現時点で、実施の予定はありません。
12	ファミリーサポート事業	実施箇所数	0	1	ファミリーサポートセン ター事業を平成 20 年度実 施予定
13	地域子育て支援センター事業	実施箇所数	2	3	現状：幼稚園 2 箇所 目標：公共施設 1 箇所追加
14	つどいの広場事業	実施箇所数	1	3	現状：つどいの広場 笑 目標：市内 2 箇所追加

## 5 市民の皆様からのご意見

### 1) 全般的なご意見

- ・福祉の分野で、今までは主に高齢者支援に対して助成金が使われていたと思います。少子化は将来的に深刻な問題を多く生ずると考えます。今からでは遅いと思いましたが、裏面にある施策の体系を見て、ホッとしました。私は50代女性ですが、あと数年で定年です。何かこの施策の中で、自分でも出来ることはないかと考えています。老後を自分だけのものにせず、子育て中の母親に応援できることはしたいと思っています。これらの施策・事業について、とても良案だと思いますが、これだけの内容を実際に行うまでは、かなりの月日をかけて行政の計画として行うことでしょうか。それまで子どもたちの成長は待ってくれません。少しでも早く内容を決めて実行に移して欲しいです。支援者として自分にも何か出来ることがあるかと考えていますが、ボランティアと専門職を分けた方が良いと思います。
- ・とても良いことだと思います。若い人が住みやすい環境、子育てしやすい環境が何より、地域と社会が一体となって子育ての育成にたずさわり、住みやすい中央市を目指して欲しいです。周りの市や町の状況を把握し、それに劣らない教育や子育ての支援をしていただけたら、もっと若い世代の人口も増えてくるのではないかと思います。
- ・医療費や保育料など様々な面で、手厚く対策がされていれば、『中央市はいいよね。中央市に住みたいね』と言われると思います。何をするにもとてもお金がかかってくることだと思いますが、必要なものにお金をかけてもらい、子育てしやすい環境を作って欲しいです。
- ・全国には豊かな田畑と住みよい商業地域がある中央市に似た市があると思います。その市が子育て支援でモデルになるような取り組みの良いところを学んで、中央市でも取り入れてみてはどうでしょうか。例えば使われていない畑を借りて、保育園、幼稚園、小学校の子どもたちに食育（作物を育てることから始める）学校給食を取り入れる。山梨大学医学部の学生の研修と学びの場を市民とのふれあいの場に生かす。
- ・他の市町村では、医療費が6年生ままで無料とか、学童の全員受け入れなど充実しているのに中央市はこれといった良いところがないような気がします。

### 2) 保育分野に関するご意見

#### ○保育や医療費など経済的な支援の拡充

- ・4歳、1歳半、生まれたばかりの3人の子育て真っ最中の時、中央市に移り住み、以前いた甲府市に比べ、子育て対策があまりにも充実していないのにギャップを感じました。例えば、医療費や私立幼稚園の就園奨励費などです。同じように生活していても金銭的に差

がありすぎて、とても子育てをするのに良いとは言えません。出来る限り支援をしていただきたいと思います。

- ・住んでいる市や町により、格差が大きすぎるとは、子育てしていて不公平を感じます。中央市で不足している点は甲府市や昭和町などを例にして、同じような支援や助成が受けられるように整備することを切に願います。
- ・子どもを2人保育園に預けると2人目が半額とはいえ、家賃並みに払わなくてはなりません。昭和町のように保育料の値下げをお願いしたいです。

#### ○学童保育の定員の拡充

学童の定員が少なく、玉穂南小学校は定員が20名しかありません。区画整備で人数が増えていて、下河東の新1年生だけで20人いるのに定員が少なすぎます。人口が増えるのだから、定員を増やして欲しいです。南アルプス市のように全員受け入れに出来ないでしょうか。

#### ○放課後児童クラブへの評価

豊富地区の放課後児童クラブでは、場所も広くなり子どもたちものびのび遊んでいて、とても良いと思います。3月末で私の子どもは終了してしまいましたが、ありがとうございました。

#### ○女性が安心して働くことができる保育施設の整備

- ・子育てをしながら女性も働くことができるような環境を整備することが少子化対策の基本であると思います。例えば、24時間いつでも子どもを安い料金で預かって保育してくれる施設を整備することなどがその第一歩です。職員は交代勤務として、24時間体制がまだ無理ならば、せめて7:30~21:30くらいから始めると良いと思います。旧田富町の保育園を活用することなど一案となるでしょう。
- ・昨年秋より、児童館での学童保育以外の児童に対する対応（緊急時など、学校、児童館、父兄が連絡し合えば、カバンを持ったまま児童館に行ける）が緩和されたことに対し、大変感謝しております。我が家は、両親ともに実家が遠くて、パートをしている私の都合で1年生の娘に時々カギを持たせることが今まで心配でした。少しの時間でも娘が安心して帰れる場所があることを嬉しく思います。
- ・現在、土曜日は半日保育ですが、希望者有料でも良いので1日保育を実施して欲しい。理由は、仕事が完全週休2日ではないため、土曜日出勤があり、その都度、祖父母に依頼しているものの祖父母もまだ働いていて、肉体的につらくなっています。また、祖父母にみてもらえない日は有給をとって育児していますが、毎月使っていれば有給がなくなり、いざ病気などで休まなければならない時に困ってしまいます。正社員として働いていくには、出勤日は勤務しないとその分給与が下がります。祖父母は健在ですが、先にも書いたように働いているので、気軽にお願いできる状況ではありません。

#### ○病児保育の早期導入

母子家庭では多少の風邪程度で簡単に仕事が休めるほど余裕がありません。しかし、子どもに無理をさせたくなく、保育園側でも預けられては困ることは承知しています。ですが無理せざるを得ないのが現状です。「風邪気味で1日休ませたい」とか「治りかけでもう1日休ませてあげたい」ができません。熱がなければ預けて様子を見てもらい、熱が出たら迎えに行くの繰り返しです。上記の土曜日1日保育と病児保育に関して、早急に実施していただきたいです。全保育園で実施できなくても、地域に一つ「チャイルドルーム」みたいな感じで様々なことに対応できる施設があっても良いと思います。

### 3) 保健分野に関するご意見

#### ○スポーツ環境の充実

玉穂はスポーツ少年団のサッカーがとても頑張っているようですが、中学校はサッカー部がなく、地域で活動していてそのまま普通であれば、中学校へ行っても続けることができるのに他のクラブチームに行くか、やめて他の部に入るという選択をしなければならないということを聞きました。中学のクラブ活動で上下（先輩・後輩）の人間関係は将来にもつながることだと思います。他の市のクラブチームに入り、他の市のつながりを強くするより、地元で活動していけたらと思っています。担当が教育委員会の方になってしまうかもしれませんが、中央市の子どもことなので、早急にアンケートを取るなど対応してもらいたいです。

#### ○市主催イベントの充実

休日や放課後に市主催の勉強・スポーツ・習い事などのイベントがもっとあっても良いと思います。

### 4) 教育分野に関するご意見

#### ○小中学生、高校生への教育

小学校の頃から権利と同時に義務と責任が社会生活に不可欠であることを教える必要があります。規範意識の欠けた子どもが見受けられるのです。特に中学生からは道徳や倫理観を高め、社会で信用されることが将来自立して社会で生きていくための大切なことであることを子どもたちの経験を通して教える必要があります。高校生くらいになっても保護された学校生活にいつまでも浸っていて社会に出て自立していく意識に欠ける子どもが見受けられるのが心配です。

#### ○教育問題について

教育問題について、ゆとり教育が悪影響を与え、子どもが遊ぶことばかり考え、金遣いも悪い方へ向いていることから、昔のように土曜日は半日教育が必要だと思います。道徳面でも昔の人より礼儀作法も良くないように思います。学校以外の教育には多くのお金がかかり、家庭生活への悪影響、子どもの学習能力の低下についてよくご検討ください。

## 5) 安全分野に関するご意見

### ○安全分野への優先的な取り組み

若い人に結婚して、子どもを出産してもらうためにも、安心して育てられる安全分野を優先して欲しいと思います。

### ○図書館周辺道路の側溝の整備

市町村合併し、田富の図書館で会議が行われることで、車の交通量が増えました。市役所の通りの溝に蓋をすることはできないのでしょうか。総合会館も新しくなって、使用者も増えると思うのですが、中学生も自転車で通るし、できれば道を広くして欲しいです。無理ならば、端の溝をなくして欲しいです。

### ○歩道や防犯灯、遊び場や公園などの整備

- ・道路が完成してからとは思いますが、安全な歩道や防犯灯の整備、また、子どもの遊び場、公園なども早く整備して欲しい。
- ・子どもが安心して遊べる広場、公園、雨天時でも利用できる施設があれば良いと思う。
- ・新しく家が出来ていますが、下河東には街灯が少なすぎます。夜暗くて怖いです。



[ 写真 13 : みんなで踊ろう ]



[ 写真 14 : 七夕の飾り付け ]

## 第3部 資料編

### 1 次世代育成支援対策推進法



[ 写真 15 : シャボン玉 ]

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

##### (基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

##### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第七条第一項において「基本理念」という。）にのっとり、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

##### (事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

##### (国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

#### 第二章 行動計画

##### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）

を定めなければならない。

- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
  - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
  - 三 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
- 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

### (市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
- 5 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

### (都道府県行動計画)

第九条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期
- 3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県は、毎年少なくとも一回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第十条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

- 2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する国の援助)

第十一条 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 計画期間
    - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
    - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 3 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のもの（第十六条第一項及び第二項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
  - 4 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出をすべきことを勧告することができる。
- (基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第三項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)

第十四条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第十三条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合につ

いて準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第十二条第一項又は第三項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

次世代育成支援対策推進センター

第二十条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体（法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。）であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事

業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

- 3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第一項の指定の手續その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

#### 次世代育成支援対策地域協議会

第二十一条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

#### 雑則

（主務大臣）

第二十二条 第七条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第九条第四項及び第十条第二項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

（権限の委任）

第二十三条 第十二条から第十六条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

#### 罰則

第二十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従

わなかつた者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第二項の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第二十条第五項の規定に違反した者

第二十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十四条、第二十五条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七条及び第二十二条第一項の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第八条から第十九条まで、第二十二条第二項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一号から第三号まで及び第二十七条の規定は平成十七年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

この法律は、平成二十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第二十条第二項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第五項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



[ 写真 16 : 泥んこ遊び ]

## 2 市民からのご意見募集について

### 1) 募集要項

#### 市民の皆さまからの次世代育成支援に関するご意見募集について

中央市では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定しています。本市では、旧3町村の調査結果と地域行動計画をできるだけ活用して、下記「施策の体系（案）」を骨子に、新たな計画を策定します。

また、平成21年度には、前期計画を見直し、後期計画を策定する必要があるため、見直しを準備して前期計画を策定していきます。以上のことを踏まえて、市民の皆様のご意見をお聞かせください。

#### 施策の体系（案）

##### <保育分野>

子育て支援を充実します

##### <施策の方向と主な施策>

- ・ すべての子育て家庭に対する支援を充実します  
放課後児童健全育成事業の充実、児童手当給付事業、障がい児・母子・父子家庭への支援
- ・ 多様な保育ニーズに対応したサービスを充実します  
延長保育、一時保育、病児・病後児保育、ファミリーサポート事業
- ・ 仕事と子育ての両立を支援します  
男女共同参画プランの推進

##### <保健分野>

親子の健康づくりを推進します

##### <施策の方向と主な施策>

- ・ 母子の健康を確保し、相談体制を充実します  
乳幼児健診、母子健康相談、こんには赤ちゃん事業、ペアレントトレーニング事業
- ・ 思春期保健対策を充実し、食育を推進します  
いのちの教育、学校給食における地産地消
- ・ 遊びとスポーツ環境を充実します  
スポーツ少年団の育成支援

##### <教育分野>

子どもの教育環境を整備します

##### <施策の方向と主な施策>

- ・ 生きる力をはぐくむ学校教育を推進します  
心の教育相談員、職場体験学習
- ・ 家庭や地域における養育機能を向上します  
愛育会組織による子育て支援

##### <安全分野>

妊産婦や子どもにやさしく、安全なまちづくりを推進します

##### <施策の方向と主な施策>

- ・ 子どもの権利保障の支援を推進します  
障がい児（者）相談の充実
- ・ 妊産婦や子ども連れにやさしいまちづくりを推進します  
歩道の整備、公園の遊具安全確保
- ・ 防犯や交通安全への対策を強化します  
防犯灯の整備、交通安全教室の開催、パトロール支援

## 2) 募集用紙

### 次世代育成支援に関するご意見応募用紙

中央市では、次代を担う子どもたちの健やかな育成を支援するために、次世代育成支援対策推進法に基づく「中央市次世代育成支援地域行動計画」を策定しています。

下記の項目について、次世代育成支援に関するご意見をお聞かせください。

1. 子育て支援や少子化対策への全般的なご意見をお聞かせください。

2. 中央市の次世代育成支援行動計画の取り組みについてご意見をお聞かせください。

3. その他、何かご意見がありましたらご自由にお書きください。

貴重なご意見をいただきありがとうございました。ご記入いただいた用紙は、各庁舎の窓口へお渡しください。

**募集期間：平成20年3月3日（月）～14日（金）**

連絡先 保健福祉部 子育て支援課  
〒409-3893 中央市成島 2266 番地  
TEL：055-274-8557

### 3 策定の経過

実施日	策定経過、議題
平成 19 年 10 月 4 日	○事務局打合せ 役割分担、スケジュール、課長会議での協力依頼など
平成 19 年 10 月 24 日	○各課説明会 関係各課に協力依頼 「現況データの収集」、「事業計画及び目標値の収集」、 「各課ヒアリングへの協力」
平成 19 年 11 月～12 月	○現況データの収集と整理 ○事業計画及び目標値の収集と整理
平成 19 年 12 月 21 日	○各課ヒアリング 事業計画及び目標値について関係各課のヒアリング 健康推進課、福祉課、子育て支援課、都市計画課 建設課
平成 20 年 1 月 8 日	○各課ヒアリング 事業計画及び目標値について関係各課のヒアリング 教育委員会、総務課、政策秘書課
平成 20 年 1 月～2 月	○計画素案の作成
平成 20 年 2 月 18 日	○次世代育成支援対策地域協議会委員の選定
平成 20 年 2 月 25 日	○次世代育成支援対策地域協議会設置要綱の告示 (中央市告示第 5 号)
平成 20 年 2 月 26 日～29 日	○地域別関係者ヒアリング 玉穂地区：まみい保育園 わかば幼稚園 田富地区：田富みかさ幼稚園 社会福祉法人ひとふさの葡萄 豊富地区：保健師
平成 20 年 3 月 3 日～14 日	○市民からのご意見募集
平成 20 年 3 月 13 日	○第 1 回 次世代育成支援対策地域協議会 計画素案の説明、協議
平成 20 年 3 月 27 日	○第 2 回 次世代育成支援対策地域協議会 計画素案の協議、承認

## 4 次世代育成支援対策地域協議会

### 1) 要綱

#### 中央市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成 20 年 2 月 25 日

中央市告示第 5 号

#### (設置)

第 1 条 中央市における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第 2 条 地域協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 行動計画の策定に関すること。
- (2) 行動計画の進行管理に関すること。

#### (組織)

第 3 条 地域協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉、保健、教育関係者
- (3) 子育て支援関係者（市内在住者）及び市内事業主

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。

#### (会長及び職務代理)

第 5 条 地域協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、副会長が職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 地域協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 地域協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 地域協議会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

#### (庶務)

第 7 条 地域協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

#### (その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し、必要事項は別途定める。

#### 附則

この要綱は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

## 2) 地域協議会委員名簿

No.	所 属	氏 名	所属・役職名	備 考
1	医療関係	西野 義久	西野内科医院	学識経験者
2	幼稚園関係者	中沢 悦理	田富みかさ幼稚園理事長	教育関係者
3	保育園関係者	三井 みどり	中央市公立保育園代表園長	福祉関係者
4	幼稚園関係者	井口 太	わかば幼稚園園長	教育関係者
5	保育園関係者	乙黒 いく子	まみい保育園園長	福祉関係者
6	民生・児童委員会会長	池谷 克明	中央市民生・児童委員会会長	福祉関係者
7	主任児童委員	岡村 悦子	中央市主任児童委員代表	福祉関係者
8	主任児童委員	田中 てる志	中央市（田富）主任児童委員	福祉関係者
9	保健師	中沢 昭子	中央市保健師長	保健関係者
10	食生活改善推進委員	樋泉 節子	中央市食生活改善推進委員会会長	保健関係者
11	児童館	河西 美代子	中央市児童館担当	福祉関係者
12	教育委員長	佐野 順一郎	教育委員長	教育関係者
13	小学校	望月 孝之	三村小校長（八校会代表）	教育関係者
◎	社会福祉法人	高見澤 馨	ひとふさの葡萄 理事長	教育関係者
15	青少年育成	小林 哲夫	青少年カウンセラー代表	教育関係者
16	小中学校PTA	功刀 裕章	中央市PTA連絡協議会会長	教育関係者
17	中小企業事業主関係	石田 彌	協同組合山梨県流通センター専務理事・事務局長	事業主関係者
○	子育て支援サークル	薬袋 美奈登	おんぶコアラ代表	子育て支援関係者
19	子育て支援サークル	北條 ひさえ	にこにこKIDS代表	子育て支援関係者

※◎は会長、○は副会長を示しています。

## 5 中央市と山梨県の次世代育成支援に関する窓口

### ■中央市の次世代育成支援に関する窓口

赤ちゃんが生まれたら（手当・制度など）	健康推進課	電話 274-8542
乳幼児の子育て支援（手当・制度など）	健康推進課	電話 274-8542
ひとり親のために（手当・制度など）	子育て支援課	電話 274-8557
障がい児のために（手当・制度など）	子育て支援課	電話 274-8557
	福祉課	電話 274-8544

### 中央市の次世代育成に関する施設

#### □保育園・幼稚園

玉穂保育園	273-2205
まみい保育園	273-3522
田富第一保育園	273-3557
田富第二保育園	273-3072
田富第三保育園	273-6220
田富北保育園	273-6301
豊富保育園	269-2011
わかば幼稚園	273-5737
田富みかさ幼稚園	273-6386

#### □児童館

玉穂中央児童館	273-8271
玉穂北部児童館	273-7967
玉穂西部児童館	274-0097
田富中央児童館	274-2221
田富わんぱく児童館	273-0588
田富ひばり児童館	273-1417
田富杉の子児童館	273-1818
田富ひまわり児童館	273-0751
田富つくし児童館	274-3260
田富すみれ児童館	274-2353
豊富児童館	269-3067

#### □小学校

三村小学校	273-8711
玉穂南小学校	274-1122
田富小学校	273-2117
田富北小学校	273-1760
田富南小学校	273-9111
豊富小学校	269-2012

#### □中学校

玉穂中学校	273-8211
田富中学校	230-7080

#### □社会福祉法人

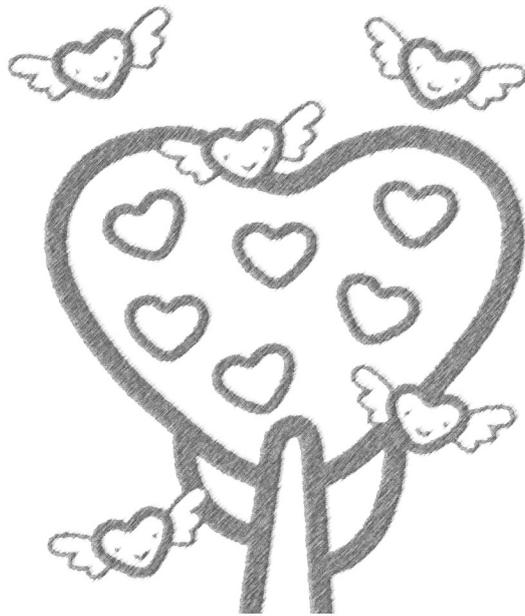
ひとふさの葡萄	278-5070
---------	----------

### ■山梨県内の次世代育成支援に関する窓口

かるがも：子育て相談総合窓口	電話 228-4152
障がい児（者）相談所：心身に障がいのある方の相談など	電話 254-8671
精神保健福祉センター：精神障がい児（者）の社会復帰、参加促進や心の健康相談	電話 254-8644
心の健康など電話相談：ストレスダイヤル	電話 254-8700
精神科救急医療相談窓口	電話 254-3119
中央児童相談所：児童に関する各般の問題につき家庭その他からの相談など	電話 254-8617

#### 「親が子どもがいきいきプラン」に関するお問合せ先

〒409-3893 中央市成島 2266 番地 保健福祉部 子育て支援課  
 電話：055-274-8557 FAX：055-274-1125  
 メールアドレス：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp



中央市次世代育成支援地域行動計画

## 親が子どもがいきいきプラン

---

発行：平成 20 年 3 月  
発行者：中央市 子育て支援課  
電話：055-274-8557  
FAX：055-274-1125  
メール：kosodate@city.chuo.yamanashi.jp  
URL：<http://www.city.chuo.yamanashi.jp/>

---

